

SAGA GUARANTEE 2017



佐賀県信用保証協会の現況



平成29年7月
佐賀県信用保証協会
会長 坂井 浩毅

はじめに

佐賀県信用保証協会の業務運営につきましては、平素より格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、我が国の景気は、緩やかな回復基調が続いているとされています。一方、佐賀県の景気は、個人消費や生産活動に持ち直しの動きがありますが、県内中小企業の平成28年度企業収益は減収見込みとなり、事業規模、業種によって一様ではなく、経営改善の立ち遅れ、業績の回復が遅れている企業も多いものと認識しています。

平成28年度の当協会の取り組みとしまして、地方公共団体、商工団体及び金融機関等との連携強化を図り、金融支援に加え、引き続き経営・再生支援、創業者支援を行ってきました。

中でも、平成23年6月から実施しています、専門家派遣事業については、中小企業診断協会との連携を図りながら、専門的な知識と経験を有する専門家のアドバイスを企業に提供し、経営改善に取り組まれる中小企業者へ経営支援を行いました。また、返済緩和先で、経営改善の実効性が認められる先については借換えの提案をするなど、きめ細やかな対応を心掛け、継続的な支援を行っているところです。

今般、国における信用補完制度の見直しが行われ、新たなセーフティネット保証の機能強化や小規模事業者等への支援拡充とともに、信用保証協会法が一部改正され、信用保証協会と金融機関の連携による中小企業の経営支援も追加されることとなりました。

こうした中で、公的な「保証機関」として、地域中小企業者への各種支援をこれまで以上に充実するために必要な経営基盤の強化に努め、国及び地方公共団体の中小企業施策に即応して、経済及び金融情勢の変化に柔軟かつ迅速に対応し、金融機関と連携を図りながら中小企業金融の円滑化に邁進することが、保証協会の使命と考えます。県内中小企業の未だ厳しい現状を踏まえ、企業の資金繰り対策に万全を期すとともに、経営・再生支援及び創業者支援を従来にも増して強化していきたいと考えています。

本誌「佐賀県信用保証協会の現況 2017」は、当協会の業務について理解を深めていただくために、概要や信用保証協会のしくみなどの説明と、平成28年度の事業活動ならびに今年度の経営計画などについてご報告をするものであります。皆様のご理解を深めていただけ一助となれば幸いに存じます。

Contents

はじめに

- ▶ 基本理念・基本姿勢・行動指針 3

▶ 佐賀県信用保証協会の概要

- プロフィール・沿革 3

▶ コンプライアンス

- コンプライアンス態勢 4

- 個人情報の保護への取り組み 5

▶ 信用保証のしくみ

- 信用保証協会の役割 7

- 信用補完制度(信用保証制度・信用保険制度)について 8

- 信用保証業務のながれ 10

▶ 当協会の業務について

- ご利用について(保証をご利用いただける方・保証の内容) 11

- 責任共有制度について 12

- 信用保証料について 13

- 信用保証制度のご案内 15

- 協会制度保証 15

- 県・市町制度保証等 16

- 広報活動について 17

- 保証推進・期中・経営支援について 18

▶ 平成29年度経営計画 19

▶ 第4次中期事業計画(平成27年度～平成29年度) 22

▶ 平成28年度事業報告

- 貸借対照表・財産目録〔用語解説〕 23

- 収支計算書 〔用語解説〕 25

- 基本財産について 27

▶ 信用保証の動向

- 保証承諾・保証債務残高・代位弁済(過去5か年の推移) 29

- 平成28年度業務実績(保証承諾状況・保証債務残高状況・代位弁済状況) 30

▶ 役員構成・組織機構図 33

▶ 担当地区・事務所のご案内 34



SAGA GUARANTEE

当協会のシンボルマークは、上部の右上に伸びるラインはCredit(信用)の頭文字「C」を、だ円との組み合わせでGuarantee(保証)の「G」を、上下に向き合うラインはSagaの「S」を表すとともに「g」の字もモチーフにデザイン。

だ円は企業や経営者を意味し、公共的な信用保証融資による未来への発展や繁栄のバックアップをイメージしています。また「S」を表す組み合わせた「g」の字もモチーフにしています。

▶ 基本理念

私たち佐賀県信用保証協会は、中小企業の多様なニーズに的確に対応できる良きパートナーとなり、『信用保証』を通じて中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。

▶ 基本姿勢

基本理念を実現するため、当協会の目指すべき姿を簡潔に示しました。

1. 的確かつ迅速な「信用保証」を提供できる協会
2. 多様化する中小企業のニーズに的確に対応できる協会
3. 中小企業のパートナーとして信頼される協会
4. 安定した経営基盤を確立し、将来にわたって地域経済の発展に貢献できる協会

▶ 行動指針

基本理念・基本姿勢を実現するための具体的行動指針を示しました。

1. 親切・丁寧な対応を心掛け、企業実態に即した適正保証の推進に努める。
2. 社会規範を遵守し、責任をもって行動する。
3. 役職員は自己啓発に努め、資質向上を目指す。
4. 多様なニーズに対応するため、創意工夫に努める。
5. 関係機関との連携を図り、中小企業の利便性の向上に努める。
6. 経営資源の有効活用により、効率的・合理的な業務運営を目指す。

▶ プロフィール

(平成29年4月1日現在)

根拠法律	信用保証協会法
設立	昭和29年6月28日
事業開始	昭和29年7月1日
基本財産 (資本金に相当)	116億3,489万円 内訳 基金 43億4,332万円 基金準備金 72億9,157万円
事業所	本所、唐津連絡所
機構	3部7課制
役員	4名(常勤理事3名、常勤監事1名)
職員	35名(男子26名、女子9名)



事務所の建物外観

▶ 沿革

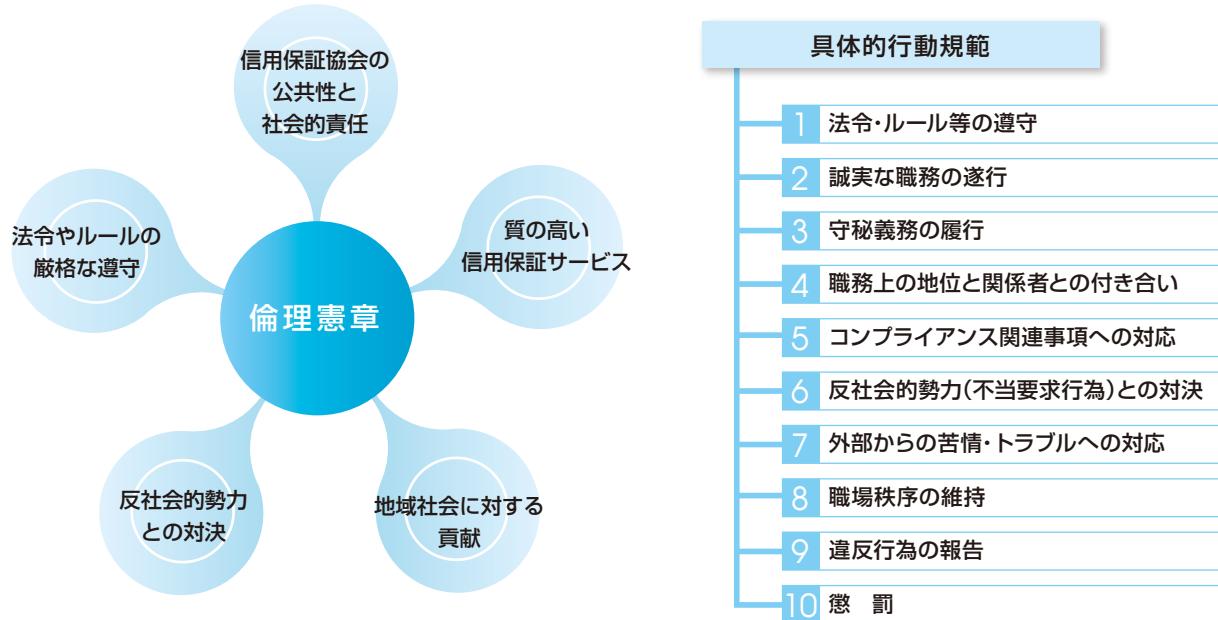
昭和29年 6月28日	佐賀県信用保証協会 設立認可
昭和29年 7月 1日	佐賀県信用保証協会 設立登記
昭和29年 7月 1日	事務所を佐賀市蓮池町74(現柳町2-9)佐賀商工会議所(旧佐賀県労働会館)内に設置し、事業開始
昭和29年11月 1日	佐賀商工会館建設のため佐賀市蓮池町48(現柳町)大間商店内の仮事務所に移転
昭和29年12月13日	佐賀商工会館竣工により、佐賀市松原町73(現松原1-2-35)の同会館2階に移転
昭和31年 4月30日	佐賀市吳服町11(現吳服元町8-1)佐賀銀行旧吳服町支店内に移転
昭和34年 8月 3日	佐賀市松原町73、佐賀商工会館2階に移転
昭和35年 5月18日	唐津市大名小路1-54、唐津商工会議所内に唐津連絡所開設
昭和47年 7月10日	佐賀商工会館2階西側から同2階東側に移転
平成元年 3月 4日	事務所拡張のため同会館2階から4階に移転
平成15年 4月28日	管理部を同会館4階から5階に移転
平成26年 3月24日	佐賀市白山二丁目1-12、佐賀商工ビル2・3階に移転



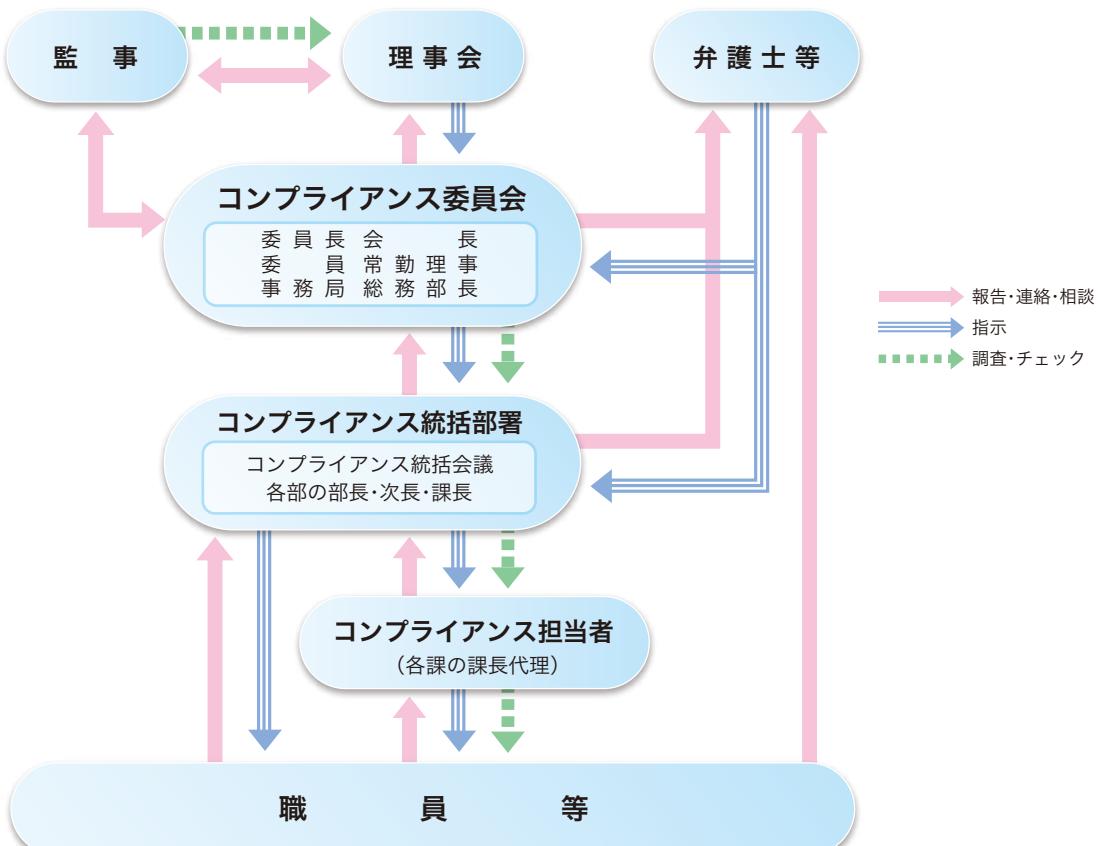
▶ コンプライアンス

当協会は、公共的使命と社会的責任を十分認識し、社会からの摇るぎない信頼の確立を図るため、役職員一丸となってコンプライアンスの実践に積極的に取り組んでおります。

また、これを実践していくために、『コンプライアンスマニュアル』を策定し、以下のように『信用保証協会倫理憲章』を基本方針として、『具体的行動規範』に基づき、誠実かつ公正な業務の遂行を心がけています。



▶ コンプライアンス組織体制図



▶ 個人情報保護への取り組み

当協会では、個人情報の適正な取り扱い、情報管理、漏洩事故防止などの社会的責務を果たすため、以下のとおり「個人情報保護宣言」を制定し、また個人情報保護に関する法律(以下「個人情報保護法」)に定められている公表事項等について当協会ホームページまたはパンフレットにて公表しています。

▶ ▶ ▶ ▶ ▶ 個人情報保護宣言 ▶ ▶ ▶ ▶ ▶

佐賀県信用保証協会は信用保証協会法(昭和28.8.10法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1 個人情報に関する法令等の遵守

○当協会は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2 個人情報の取得・利用・提供

○当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。

○取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。

○取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。

○お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

3 個人データの適正管理

○お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取り扱いが適正に行われるよう定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

4 個人情報保護の維持・改善

○当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるよう定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

5 個人データの委託

○当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。

○委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。



6 保有個人データの開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参(または郵送)ください。
- 個人データの開示および利用目的の通知につきましては、郵送の場合は実費相当額をご負担いただきます。

7 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
- お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- 6.7の具体的な手続につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.(3)「開示等の求めに応じる手続等に関する事項」をご覧下さい。

8 質問・苦情について

- 当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

- 当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

〒840-8689
佐賀市白山二丁目1番12号 佐賀商工ビル2階
佐賀県信用保証協会 総務部総務課
0952-24-4340



▶ 信用保証協会の役割

信用保証協会は、中小企業者等の方々が金融機関から事業資金の融資を受ける際に、『公的な保証人』となって金融の円滑化を図ることを目的として設立された、信用保証協会法に基づく特殊法人です。

- 根拠法律** 信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)
- 関係法律** 中小企業信用保険法(昭和25年12月14日法律第264号)
- 目的** 中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的としています。(定款第1条)

信用保証協会は、事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対し、公的機関として企業の将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、『信用保証』を通じて、金融の円滑化に務めるとともに、相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献しています。

『信用保証協会事業の基本理念』

●業 務

- 1 信用保証協会は、目的を達成するために次の業務を行っています。
 - ①中小企業者が銀行その他の金融機関から資金の貸付け又は手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証
 - ②中小企業者の債務を銀行その他の金融機関が保証する場合における当該保証債務の保証
 - ③銀行その他の金融機関が、株式会社日本政策金融公庫の委託を受けて中小企業者等に対する貸付を行った場合、当該金融機関が中小企業者等の当該借入による債務を保証することとなる場合におけるその保証をしたこととなる債務の保証
 - ④中小企業者が発行する社債(当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限り、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第66条第1号に規定する短期社債を除く。)のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証
 - ⑤前各号に掲げる業務に付随し、信用保証協会の目的を達するために必要な業務

- 2 信用保証協会は、前項の業務のほか、当該業務の遂行を妨げない限度において、平成20年9月12日から次の業務を行っています。

■ 新株予約権引受け業務

中小企業者に対する債務保証を行うに際して、信用保証協会が新株予約権を媒介としてより緊密な支援を行うことを可能とする目的とする。

■ 債権譲受業務

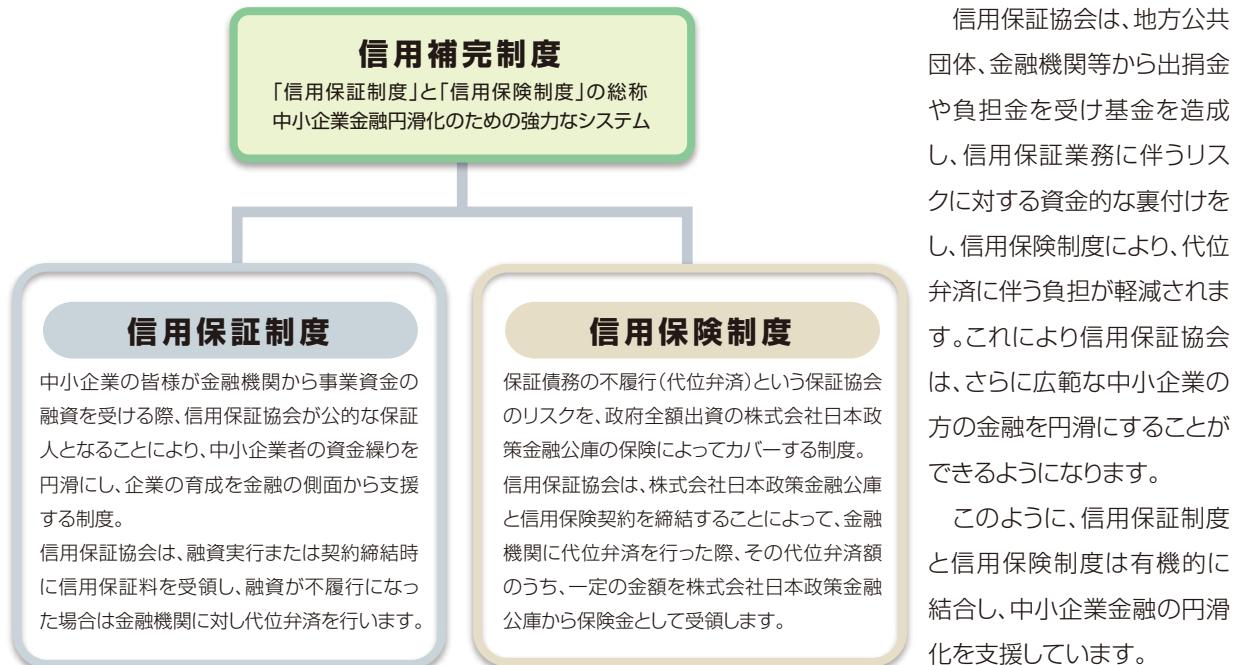
信用保証協会がその求償権先たる中小企業者の私的整理に反対する債権者(消極的な債権者)の有する債権の譲受けを行うことで、私的整理段階における円滑な債権者調整を可能とし、求償権先の再生プロセスを促進し、もって当該中小企業者に関する信用保証協会の回収の合理化を図ることを目的とする。

■ 再生ファンド出資業務

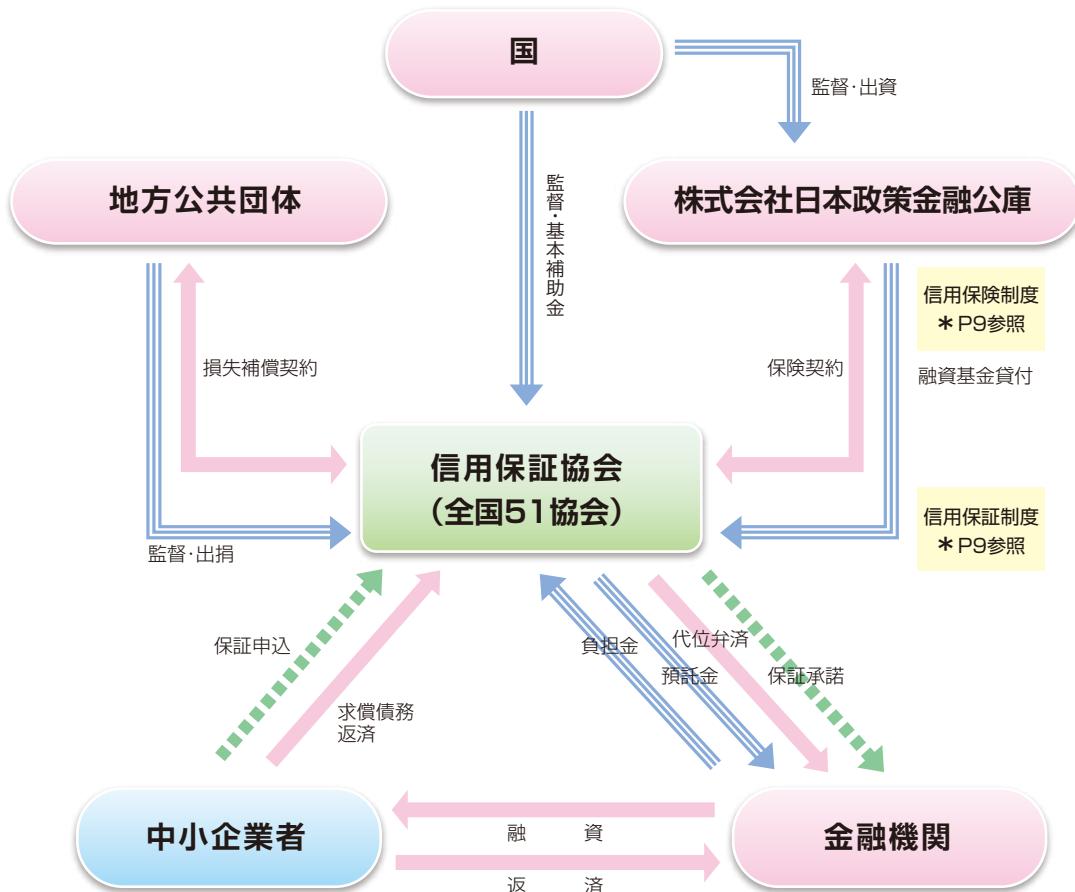
中小企業者を対象とした再生ファンドへの出資を信用保証協会が行うことで、政府全体として取り組んでいる地方の中小企業の再生を促すとともに、地域の中小企業を支える金融債権者の一員として責任を果たすことを目的とする。

▶ 信用補完制度について

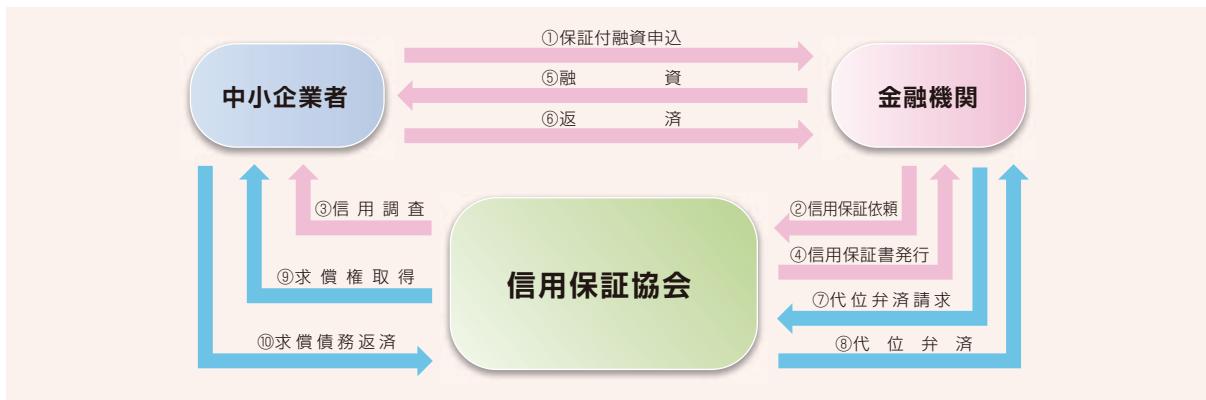
信用補完制度とは、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成立する「信用保証制度」と、信用保証協会が株式会社日本政策金融公庫に対して再保険を行う「信用保険制度」の総称です。



▶ 信用補完制度の概略図



▶ 信用保証制度のしくみ

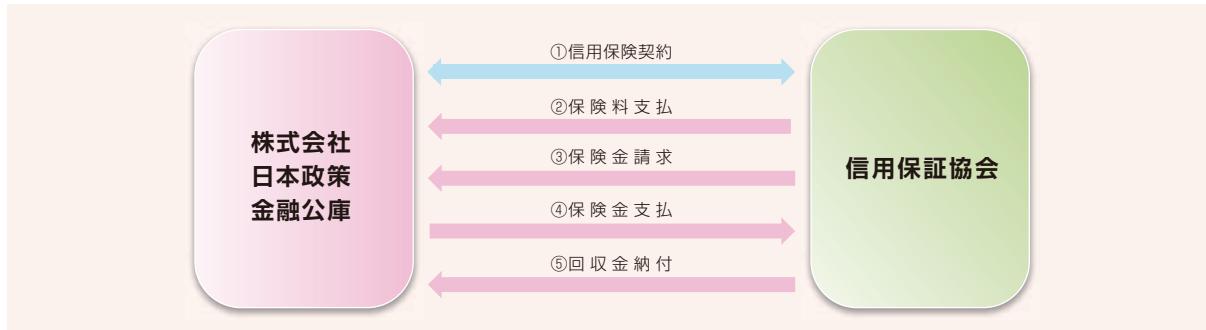


信用保証制度の当事者は、基本的には中小企業者、金融機関、信用保証協会(以下、「保証協会」という。)の三者です。

- ①中小企業者は融資申込みの際、金融機関を経由して保証協会に保証申込み(②)をします。
(県・市町制度資金は、市町の商工会議所・商工会が受付の窓口となります。)
- ③保証協会は、申込みのあった中小企業者について信用調査をします。
- ④保証協会は、審査の結果、信用保証を適当と認めたときは、金融機関に対し信用保証書を発行します。
- ⑤金融機関は、信用保証書に基づき中小企業者に融資を行います。このとき、中小企業者には所定の信用保証料を金融機関を通じて保証協会へ納めていただきます。
- ⑥中小企業者は、融資を受けたときの条件によって、金融機関に借入金を返済します。
- ⑦中小企業者が、何らかの事情で借入金の全額または一部の返済ができなくなったとき、その額について金融機関は保証協会に対して代位弁済の請求をします。
- ⑧保証協会は、この請求に基づき、中小企業者に代わって借入金の残額を金融機関に代位弁済します。
- ⑨代位弁済により協会は、中小企業者に対する求償権を得て債権者となります。
- ⑩中小企業者及びその保証人は、保証協会に対して求償債務の返済をしていただきます。

(P10 「信用保証業務の流れ」も参照下さい。)

▶ 信用保険制度のしくみ



信用保険制度の当事者は、政府全額出資の株式会社日本政策金融公庫(以下「日本公庫」という。)と信用保証協会(以下、「保証協会」という。)の二者です。

- ①日本公庫と保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本公庫は保証協会の保証に対して保険を受けます。
- ②保証協会は日本公庫に保険料を支払います。
- ③保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本公庫に保険金の請求を行います。
- ④日本公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%または80%を保険金として保証協会に支払います。
- ⑤保証協会は代位弁済した中小企業者からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本公庫に納付します。

▶ 信用保証業務のながれ

保証申込み受付

中小企業者等が、信用保証の申込をする場合、商工団体・市町を通じて申込みをする方法(協会斡旋保証)と金融機関に対して保証付融資の申込みをする方法(金融機関経由保証)の二通りがあります。これは、金融機関になじみのない中小企業を信用保証協会の手で結びつけるという「斡旋保証」の利点と、「金融機関経由保証」は保証申込手続を短時間で行うという利点があり、双方の利点を生かしながら受付をしています。

信用調査・審査

保証申込みを受けた保証協会は、経営者の人的信用、企業の将来性、発展性、返済能力等について信用調査を行います。電話照会、面談、現地調査等により、信用調査を行い、その結果に基づき審査を行っています。

保証承諾・保証書発行

審査の結果、保証承諾する場合は、金融機関宛に「信用保証書」を発行し、金融機関ではこれに基づいて融資が実行されます。融資の際に保証内容によって定められた保証料をいただきます。この保証料は、株式会社日本政策金融公庫に対する保険料や保証協会を運営する上で必要な費用に充当するものです。

償還・期中支援

融資を受けた中小企業者等は、金融機関との約定どおり債務を返済(償還)していただきます。この償還が滞りなく行われているかどうかを把握・管理することを「期中管理」といいます。この期中管理も保証協会の役割の一つです。

また、信用保証協会は、金融機関や関係機関と連携強化を図り、保証後の中小企業者等の経営状況等を継続的に把握し、状況に応じた適切な期中支援に努めています。

※当協会では、経営支援や期中支援を推進する部署として平成24年度から「経営支援課」を設置しております。

代位弁済

倒産などの事由により中小企業者等が債務を返済できない事態(償還不能)が生じた場合、保証協会では償還不能になった元金及び利息を金融機関に支払います。これを「代位弁済」といいます。代位弁済が行われると、金融機関に代わり保証協会が債権者となり、以後、中小企業者等及びその保証人から返済を受けることになります。

回収

代位弁済後、保証協会は代位弁済の一定割合を株式会社日本政策金融公庫から受領し、中小企業者等からの債権回収の義務を負います。保証協会では、中小企業者等の実状に応じて債権の回収を図り、その回収金は填補された割合に応じて株式会社日本政策金融公庫へ返納します。この債権を「求償権」と呼び、求償権回収は保証協会の大切な業務となっています。

平成13年4月からは、一部債権の回収を保証協会債権回収(株)《保証協会サービス》に委託しています。

返済不能となつた場合

ご利用にあたって

保証をご利用いただける方

1 企業規模

中小企業信用保険法に定める中小企業者が対象で、個人の場合は従業員数が、会社の場合は資本金または常時使用する従業員のいずれかが該当していることが必要です。

また、特定非営利法人(NPO法人)の場合は常時使用する従業員の数が下記に該当すれば規模要件を満たすことになります。特定事業を行うNPO法人は原則として対象となりますが、個別法により中小企業者と「みなされた」NPO法人は一部の保証制度のみ対象となります。

業種	資本金	常時使用する従業員数
製造業等(運輸業、建設業を含む)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

政令特例業種	資本金	常時使用する従業員数
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ) (製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業及び情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

※生計を一つにしている家族従業員、会社の役員、全くの臨時の従業員は、従業員数に含まれません。

※組合は、当該組合が保証対象業種を営むもの、又はその構成員の3分の2以上が保証対象業種を営んでいれば対象となります。

※医療法人、医業を主たる事業とする社会福祉法人は、常時使用する従業員数が300人以下の場合は対象となります。

※製造業等の「等」とは、卸売業、小売業、サービス業以外の業種をいいます。

2 業種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用いただけます。ただし、農林・漁業、金融・保険業、サービス業のうち風俗関連営業等、宗教・政治・経済・文化団体、その他中小企業信用保険法等において適用業種と認められない業種についてはご利用いただくことができません。また、許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

3 所在地・業歴

営業年数は問わず、客観的に事業を営んでいることが明らかであれば保証対象とします。

- ①個人…住居又は事業所のいずれかが佐賀県内にあるもの
(住居とは、現に居住していることが必要となります。)
- ②法人…佐賀県内に本店又は事業所を有するもの
(法人の本店が、単なる登記上の所在地で事業の実態がない場合を除きます。)

※地方自治体制度など制度要綱等で定めがある場合には、その定めによることとします。

保証の内容

1 保証限度額

個人・会社 医療法人	2億8,000万円
組合	4億8,000万円

※上記の保証限度額のうち、無担保保証の限度額は8,000万円です。なお、無担保保証の限度額には、無担保無保証人保証の限度額1,250万円を含みますが、ご利用に際しては別途要件があります。(従業員数、居住要件、納税要件等)

2 保証期間

一般保証	最長10年以内。 ただし、不動産取得等資金については20年以内。 資金使途等に応じてご相談ください。
保証協会制度保証 県・市町制度融資等	それぞれの制度の定めによります。

3 資金使途

事業経営に必要な「運転資金」と「設備資金」に限られます。

4 連帯保証人

- ①個人……原則として不要です。
- ②法人……原則として法人代表者(実質経営者を含む)のみです。

5 担保

必要に応じて、不動産又は有価証券などを提供していただきます。

▶ 責任共有制度について

信用保証協会と金融機関が責任の共有を図り、両者が連携して、中小企業の皆さまの事業意欲等を継続的に把握し、融資及びその後における経営支援や再生支援など、より一層適切な支援を行うこと等を目的として、平成19年10月1日から責任共有制度が導入されました。

■ 責任共有制度の概要

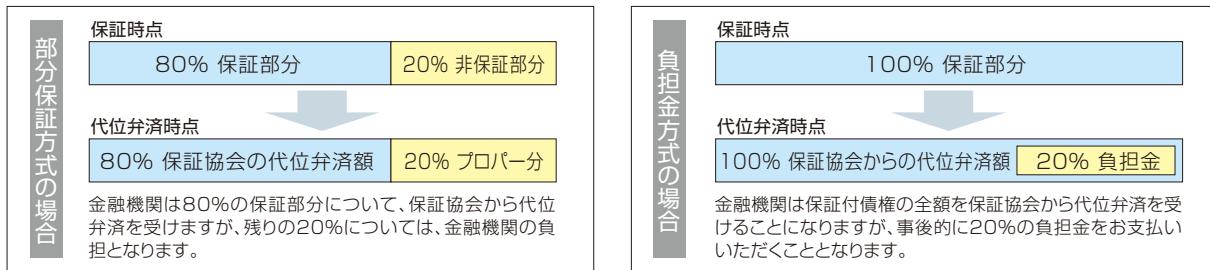
責任共有制度とは、従来、原則100%保証(全額保証)であった保証付融資について、金融機関が一定のリスクを負担する仕組みに変更したもので、「部分保証方式」と「負担金方式」があり、制度導入にあたり、各金融機関にて、次のいずれかの方式を選択していただいております。この方式のどちらを採用しているかによって、ご利用になる際の信用保証料、保証金額への影響はございません。

- ①部分保証方式……融資金額の80%を保証協会が保証する方式
- ②負担金方式……融資金額の100%を保証協会が保証するが、金融機関の保証利用実績<代位弁済等実績率>に応じた一定の負担金をお支払いいただく方式

※上記のいずれにおいても負担割合は2割となり、同等です。

※責任共有制度導入前から実施されている部分保証制度(流動資産担保融資保証、特定社債保証等)は金融機関の方式選択にかかわらず、引き続き部分保証となります。

【責任共有制度のイメージ図】



■ 責任共有制度の対象となる保証制度

原則としてすべての保証制度が、責任共有制度の対象となります。以下に掲げる保証制度については、責任共有対象外制度として100%保証を継続します。

対象外の保証制度

- ①経営安定関連(セーフティネット)保険特例のうち1~6号認定に係る保証
- ②災害関連保険特例による保証
- ③創業関連保険、創業等関連保険特例による保証
- ④特別小口保険による保証
- ⑤小口零細企業保証制度(※詳細は下記を参照ください。)
- ⑥求償権消滅保証(ABL保証等、部分保証を要件とする保険を利用した場合を除く)
- ⑦破綻金融機関等関連特別保証(中堅企業特別保証)
 - ・ご利用にあたっては、市町村の認定書等が必要となります。
- ⑧事業再生保険に係る保証
- ⑨東日本大震災復興緊急保証、東日本大震災緊急対策資金

※小口零細企業保証制度の概要

責任共有制度導入に際して、零細企業であって、借入も小額な企業の方向けに、責任共有制度の対象除外となる保証制度として創設された全国統一の保証制度です。

ご利用いただける方	常時使用する従業員数が20人以下 (卸・小売・サービス業は5名以下) の法人・個人事業主の方
融資限度額	1,250万円(既保証残高を含む)
保証期間	10年以内(据置1年以内)

▶ 信用保証料について

協会保証によって融資を受けた中小企業の皆さんには、信用保証協会との信用保証委託契約に基づき、協会保証をご利用いただいた対価として信用保証料をお支払いいただきます。この信用保証料は、株式会社日本政策金融公庫に支払う信用保険料、代位弁済に伴う損失の補填・経費等、信用保証制度を運用する上で必要な費用に充当するものです。

1 責任共有制度導入後の信用保証料率

平成19年10月の責任共有制度の導入に伴い、対象となる保証制度の保証料率も引き下げられました。

また、従来の「保証金額に対する率」から「貸付金額に対する率」へ変更しました。これにより、利用する金融機関が「部分保証方式」「負担金方式」のいずれの場合でも、同じ保証料率が適用されることになります。

●責任共有対象の 制度の場合	区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	導 入 前	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%
	導 入 後	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%

2 保証料率の弾力化

従来原則一律であった保証料率が、平成18年4月から中小企業者の経営状況を踏まえた9区分の保証料体系となりました。これを保証料の弾力化といいます。

利用する保証制度や金額によって適用される保証区分が、お客様の財務内容(直近2期分の決算報告書・確定申告書)により料率区分が決定します。

3 中小企業信用リスク情報データベース

当協会では、保証料率の区分を決定する際、お客様の財務内容を中小企業信用リスク情報データベース(以下「CRD」と言います)により評価しています。

CRDとは、平成13年3月、中小企業庁が中心となって中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された中小企業に関する日本最大のデータベースです。

4 割引制度(定性評価)

保証料率の割引制度として、「会計参与設置会社に対する割引」と「有担保割引」があります。

○会計参与を設置している旨の登記を行った事項を確認できる会社について、0.1%の割引を行います。

○物的担保の提供をいただいた場合には、0.1%の割引が適用される保証もあります。

5 料率が一律の保証制度

セーフティネット保証や流動資産担保融資保証などの特別な保証制度は、政策的に配慮された一律の保証料率が適用されます。

※セーフティネット保証等は、政策的に配慮された一律の保証料率で、料率も低く設定されていますが、経営状態が良好な中小企業者の場合、一般保証を利用した方が保証料率が低くなる場合もあります。

ご利用に際しては、信用保証料のメリット等を考慮のうえ、いずれかを選択いただけます。個別のケースにつきましては、お問い合わせください。

6 信用保証料の支払い等

信用保証料は、融資実行と同時(当座貸越根保証は契約締結時)に融資金融機関を通じてお支払いただきます。その金額は、「信用保証決定のお知らせ(お客様用)」に記載されています。

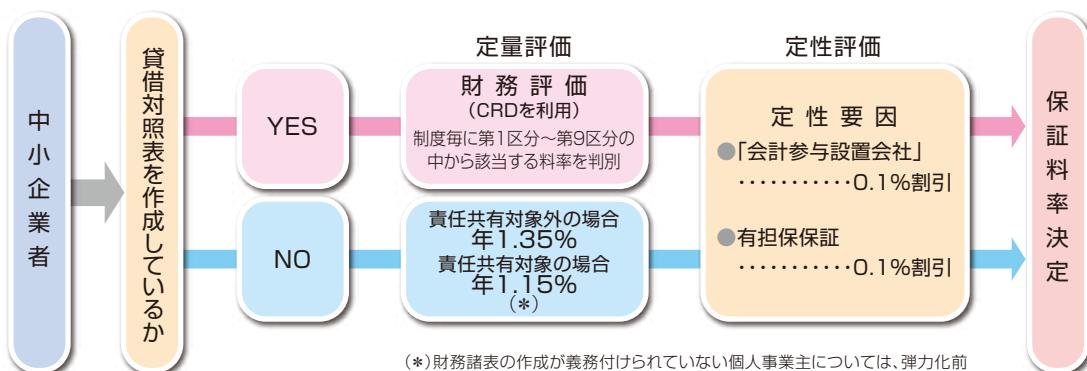
○分割納入について

保証料は原則として一括払いですが、条件によっては、お申し出により分割払いも可能です。

7 信用保証料の返戻

繰上償還により借入金を完済した場合は、お支払いいただいた保証料を所定の範囲で(計算額が1,000円を超えるもの)返戻しています。

信用保証料率決定のプロセス



■主な信用保証料率

	制度名	料率区分(注1)									定性要因割引		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有担保	会計参与	
協会制度	普通保証	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.10	0.10	
	根保証(手形割引)	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	0.10	0.10	
	当座貸越根保証	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	0.10	0.10	
	カードローン根保証	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	0.10	0.10	
	特別小口保証	0.95											
	流動資産担保融資(ABL)保証	0.68											
	中小企業特定社債保証	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.10		
	借換保証(注2)	一般保証対応	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.10	0.10
		経営安定関連対応	0.95										
	小口零細企業保証	一般保証対応	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	0.10	
		経営安定関連対応	0.95										
県制度	設備投資支援資金アタック保証	1.35	1.27	1.17	1.07	0.97	0.90	0.80	0.60	0.45	0.10	0.10	
	がんばる企業支援資金5000・500	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.10	0.10	
	経営安定関連保証	1~6号	0.95										
		7~8号	0.80										
	東日本大震災復興緊急保証※	0.80											
市町制度	県制度全般	1.35	1.27	1.17	1.07	0.97	0.90	0.80	0.60	0.45	0.10	0.10	
	市町制度	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.10	0.10	

※東日本大震災復興緊急保証は平成30年3月31日までの取扱いとなっております。

(注1) 財務その他経営に関する情報を基に、リスク計測モデル(CRDモデル)により、制度毎に第1区分～第9区分の範囲で料率を決定。これに定性情報を加味して料率を決定します。

なお、区分対応する保証において次のいずれかに該当する事業者については、第5区分の保証料率に定性情報を加味して料率を決定します。

①個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの

②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者

(注2) 借換保証は、利用する各制度に定める料率によります。

▶ 協会制度保証

主な保証制度のご案内

(平成29年4月1日現在)

制 度 名	対 象	資金使途	保証限度額(万円)	保証期間	保証料率 (年率%)
協会制度	普通保証	中小企業者	運転設備 個人・法人組合 20,000 40,000	10年以内 [不動産取得等20年内]	0.45～1.90
	無担保保証	中小企業者	運転設備 8,000	10年以内	0.45～1.90
	中小企業特定社債	中小企業者	事業資金 45,000	7年以内	0.45～1.90
	根保証 手形割引 手形貸付	中小企業者	運転 個人・法人組合 28,000 48,000	1年以内	0.39～1.62 0.45～1.90
	流動資産担保融資 (ABL)保証	中小企業者	事業資金 (割合保証 80%) 20,000	当座貸越は1年 手貸は1年以内	0.68
	当座貸越根保証	中小企業者	事業資金 100以上 28,000以内	2年以内	0.39～1.62
	事業者カードローン 当座貸越根保証	中小企業者	事業資金 100以上 2,000以内	2年以内	0.39～1.62
	長期経営資金保証	中小企業者	運転設備 2,000以上 20,000以内	3年以上 15年以内	0.45～1.90
	開業資金融資保証	中小企業者	運転設備 500 必要額の2/3以内	5年以内	0.45～1.90
	追認保証	中小企業者	運転設備 500	1ヶ月以上 5年以内	0.45～1.90
	特別小口保証	小規模企業者	運転設備 1,250	5年以内 10年以内	0.95
	設備投資支援資金 “アタック”保証	中小企業者	運転設備 2,000以上 10,000以内	15年以内	0.60以内
	がんばる企業 支援資金5000保証	中小企業者	運転 5,000	10年以内	0.45～1.90
	がんばる企業 支援資金500保証	中小企業者	運転 500	5年以内	0.45～1.90
	特定信用状関連保証	中小企業者	運転 20,000	1年以内	0.45～1.90
	小口零細企業保証	小規模企業者	事業資金 1,250以内	5年以内 10年以内	0.50～2.20
	経営力強化保証	中小企業者	事業資金 個人・法人組合 28,000 48,000	一括の場合 1年以内 分割の場合 運転：5年以内 設備：7年以内 保証付既往借入金を借換えの場合、10年以内	責任共有対象 0.45～1.75 責任共有対象外 0.50～2.00
	すいしん保証	中小企業者	運転 8,000	1年以上 10年以内	0.4～1.71
	設備協調資金スクラム	中小企業者	設備 20,000以内	20年以内	0.45～1.90
	経営者ガイドライン 対応保証	中小企業者	運転設備 個人・法人組合 28,000 48,000	一括の場合 1年以内 分割の場合 運転：3年以内 設備：5年以内 保証付既往借入金を借換えの場合、3年以内	0.45～1.90
協会制度 (特例)	経営安定関連保証	経営安定関連1号～8号の 認定を受けた中小企業者	運転設備 個人・法人組合 28,000 48,000	10年以内	1～6号 0.95 7～8号 0.80
	公害防止保証	中小企業者	設備 個人・法人組合 5,000 10,000	10年以内	1.10
	エネルギー対策保証	中小企業者	設備 個人・法人組合 20,000 40,000	7年以内	1.10
	海外投資保証	中小企業者	事業資金 個人・法人組合 20,000 40,000	15年以内	1.10
	新事業開拓保証	認定中小企業者	運転設備 個人・法人組合 20,000 40,000	10年以内 15年以内	1.10
	創業関連保証	中小企業者	運転設備 1,000	10年以内	0.95
	創業等関連保証	中小企業者	運転設備 1,500	10年以内	0.95
	中小企業経営資源活用 関連保証	中小企業者	運転設備 個人・法人組合 58,000 108,000	5年以内 7年以内	0.80
	特定新技術事業活動 関連保証	中小企業者	運転設備 個人・法人組合 30,000 60,000	5年以内 7年以内	1.10
	異分野連携新事業分野 開拓関連保証	中小企業者	運転設備 個人・法人組合 88,000 128,000	5年以内 7年以内	1.10以内
	事業再生保証	中小企業者	事業資金 20,000	10年以内	2.20
	東日本大震災復興 緊急保証※1	認定中小企業者	運転設備 個人・法人組合 28,000 48,000	10年以内	0.80
	経営改善サポート保証 (事業再生計画実施関連保証)	中小企業者	事業資金 個人・法人組合 28,000 48,000	15年以内	責任共有対象 0.8 責任共有対象外 1.00

県・市町制度保証

(平成29年4月1日現在)

制度名		対象	資金使途	保証限度額(万円)	保証期間	保証料(%)		
県 制 度 制 度 度	事業円滑化資金	中小企業振興貸付	中小企業者	運転設備	2,000 4,000	5年以内 10年以内	0.45~1.35	
				運転	500 1,000	1年以内		
	小規模事業資金貸付	一般資金	小規模企業者	運転設備	2,000	7年以内 10年以内	0.45~1.35	
		小口事業資金		運転設備	1,250以内	運転 5年以内 設備10年以内	0.60以内※1	
		特別小口資金		運転設備	1,250		0.71	
	特 別 制 度 資 金	さが創生貸付	中小企業者	運転設備	600 1,200	7年以内 10年以内	0.3以内※1 0.0 ※1	
				運転設備	2,000 5,000 (合算限度5,000)	7年以内 10年以内	0.3以内※1※2	
		事業転換		借換	8,000 (運転設備と合わせて)	借換10年以内	0.0 ※1 0.6以内※1※2	
		企業立地等資金		運転設備	2,000 10,000 (合算限度10,000)	1.35以内	1.35以内	
		雇用促進資金		運転設備	2,000 5,000 (合算限度5,000)			
		経営環境変化対応資金		運転設備	2,000 5,000 (合算限度5,000)		1.35以内	
				運転設備	2,000 10,000 (合算限度10,000)	1.35以内 0.0※1	1.35以内 0.0※1	
				運転設備	2,000 8,000 (合算限度8,000)		1.35以内 0.0※1	
		UD化、耐震診断・改修、消費税対策		運転設備 借換	8,000	5年以内 7年以内 借換10年以内	0.6以内※1 0.0 ※1 0.6以内※1	
		企業経営力強化資金		運転	5,000	10年以内	0.6以内※1	
		経営改善資金		運転	8,000			
	経営安定化貸付	円滑化借換資金	中小企業者	運転	5,000	10年以内	0.6以内※1	
		事業再生資金		運転	8,000			
		条件変更改善型借換資金		借換	8,000	15年以内	0.6以内※1	
		災害復旧資金		運転	3,000	10年以内	知事が定める保証料率	
市町制度		現在10市8町で融資制度の取扱をしています。 対象…中小企業者 貸付限度額…500万円～1,000万円 保証期間…5年～10年 保証料率…0.45～1.90%(定性要因割引あり)						
保証協会団体生命保険制度		対象…加入申込日時点で満20歳以上66歳未満の中小企業者 法人の場合は保証付融資の連帯保証人となる代表者の方 対象融資額…100万円～1億円 保障期間…原則融資期間。ただし、所定の保障終了までとする。 (注)保険会社の審査結果によっては加入できないことがあります。						

※1 保証料率の引き下げるは、当面平成29年度限りの措置

※2 知的資産経営を行う企業については保証料率0.0%、既存分借換不可。

*注

※中小企業者とは……個人：常用従業員数が300人（小売業は50人、卸売業・サービス業は100人）以下であって政令で定める業種に属する事業者
法人：資本金が3億円以上（小売業・卸売業は5,000万円、卸売業は1億円）以下である事業者

※小規模企業者とは……常用従業員数が20人（商業・サービス業は5人）以下の個人、法人

上記のほかにも要件がございますので、詳細は当協会業務部までお問い合わせください。

▶ 広報活動について

当協会では、中小企業の皆様に『信用保証』について理解を深めていただき、より一層ご利用いただくため、様々な広報活動をおこなっています。

■ ホームページによる情報発信

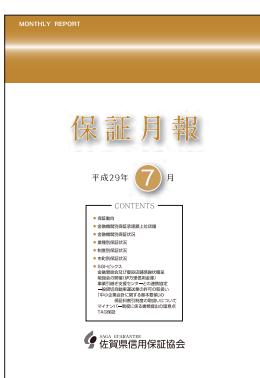
当協会では、多くの方々に保証協会について知っていただくために、ホームページを開設しております。ホームページの主な内容は、協会の概要や佐賀県信用保証協会で取り扱っている保証制度の紹介、保証申込書の記入の仕方などを掲載しています。

ホームページアドレス <http://www.saga-cgc.or.jp/>



■ 保証月報の発行

定期刊行物として、毎月1回「保証月報」を、県内の金融機関、商工団体等関係機関に配布しています。

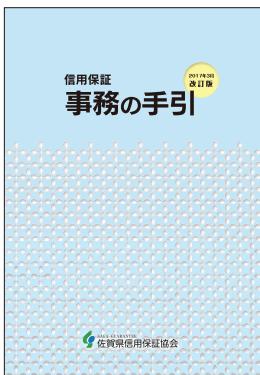


■ リーフレットの作成

おすすめの保証制度等について、各種リーフレットを作成しています。



■ 事務の手引き発刊





▶ 保証推進、期中・経営支援について

中小企業支援ネットワーク会議

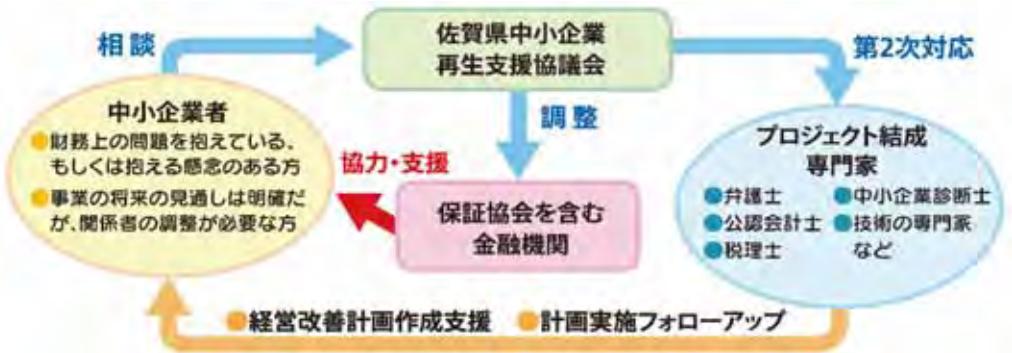
■ さがん中小企業支援ネットワーク会議

地域内の金融機関同士であっても、経営改善や再生に対する目線や姿勢が異なるため、普段からの情報交換や経営支援施策、再生事例の共有等により、地域全体の経営改善・再生スキルの向上を図るために開催される会議です。県内に本店を置く金融機関、政府系金融機関、商工団体、専門家(士業)で構成され、当協会が事務局を務めています。



■ 経営サポート会議

個別企業に関しては、佐賀県中小企業再生支援協議会を中心に行っている「経営サポート会議」で中小企業の皆様の経営支援に取り組んでいます。



専門家派遣制度

経営改善に取り組まれる中小企業の皆様への経営支援の一環として、専門家派遣制度を平成23年6月から実施しています。

中小企業診断協会佐賀県支部との業務提携により、専門的な知識と経験を有する専門家から経営課題等についてアドバイスを受けることができます(費用の大部分を当協会が負担いたします)。



出張金融相談

商工会・商工会議所と連携して毎月各地区で金融相談会を実施しています。

当日は、各地区的担当者が商工会・商工会議所を訪問し、中小企業の皆様からの相談に対応しています。

優良店舗表彰

中小企業の皆様への保証推進について、積極的な取り組みをいたいた金融機関の営業店に対して感謝の意を表すため、表彰制度を設けております。

平成29年度は、平成28年度の実績に基づき「優良店舗表彰」、新規保証制度について、その推進に寄与していた金融機関を「特別表彰」として感謝状を贈呈いたしました。

経営の透明性向上に向けた取組みとして「年度経営計画」を策定しましたので、公表いたします。

▶ 平成29年度経営計画

1. 業務環境

1 佐賀県の景気動向

我が国経済は、内閣府の「月例経済報告」によると『景気は、一部に改善の遅れもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、雇用環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかに景気回復に向かうことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。』としています。

一方、県内経済の動向は、佐賀財務事務所の「佐賀県内経済情勢報告」によると、『県内経済は、持ち直しつつあると判断しており、個人消費は緩やかに持ち直しつつあるほか、生産活動は持ち直しつつあり、雇用情勢は改善している。』としています。

先行きについては『雇用環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかに景気回復に向かうことが期待される。ただし、海外経済の不確実性などに留意する必要がある。』と、月例経済報告と同様の判断となっています。

2 中小企業を取り巻く環境

県内の中小企業は、佐賀財務事務所の「法人企業景気予測調査」の企業の景況感によると、年度上期は「下降」となっていたものが、下期に入って「上昇」に転じています。さらに、平成28年度の売上高は増収見込みとなる中で、経常利益は減益見込みとなっています。

また、県内の金融情勢は、佐賀県の「佐賀県主要経済統計速報」によると、平成28年11月までの県内金融機関貸出残高は前年と比較して微増となっています。同年の県内企業倒産（負債額1,000万円以上）は、件数、負債総額ともに前年を超えるものの低水準で推移しており、沈静化傾向が続いている。金融円滑化法終了から4年が経過しますが、当信用保証協会の利用企業者は、依然として返済条件の緩和を継続している企業数が高止まりで推移しており、経営改善の立ち遅れも窺える状況です。

2. 業務運営方針

1 保証部門

- ① 県内中小企業者等の現状を踏まえ、金融機関や関係機関との連携強化の下、中小企業者等に寄り添った保証支援に取り組みます。
- ② 起業率アップへの貢献のため創業者支援にも取り組みます。
- ③ 経営・再生支援においては、中小企業者等の経営力向上のサポートに努めます。

2 期中管理部門

保証利用企業者の業況を的確に把握し、金融機関及び再生支援機関等と連携した期中管理・支援に取り組みます。

3 回収部門

定期回収先の安定確保に加え、不動産回収では時機を逸しない交渉に努め処分促進を図ります。また、求償権消滅保証を活用した金融の再調達支援にも取り組みます。

4 その他間接部門

信用保証協会の公的機関としての公平性や透明性等を確保するため、コンプライアンスの徹底や反社会的勢力等の排除に向けて取り組みます。また、協会の認知度向上と、職員の資質向上を図るため、各種情報の積極的な発信や人材の育成に努めます。

主な重点課題は、以下のとおりです。

1 中小企業者等に寄り添った保証支援の充実

- ① 中小企業者等との繋がりの強化
県内16箇所で毎月開催している定例相談を活用し、中小企業者等と直接面談する回数の更なる増加を目指します。
- ② 利便性の高い保証制度の推進
保証料負担、申込手続等の面で企業にとって特に利便性の高い「県新事業展開資金」「がんばる企業支援資金」「税理士連携保証TAG」の提案及び推進に注力します。
- ③ 案件審査手法の改善
申込金額、財務内容、資金使途等に応じ、申込関係書類や資料徴求のスリム化等を行い、更なる審査の効率化、迅速化によるサービス向上を目指します。

2 創業者支援の充実

中小企業者数の減少が続いている現状を踏まえ、起業率アップへの貢献のため、経営支援強化促進補助金を活用した各種創業者セミナーの開催を図ります。また、従前から実施している創業者モニタリングにおける創業者の要望や意見に応えて、創業後の不安定な資金繰り支援として、創業者向けの新保証制度の開発を検討するとともに、創業者の経営課題に対して必要に応じ県地域産業支援センター等と連携し対応します。

3 経営・再生支援の充実と強化

専門家派遣事業を柱とした経営支援、中小企業再生支援協議会との協力態勢を軸とした再生支援を継続します。加えて、「条件変更改善型借換保証」を活用した返済緩和先の正常化促進と再生完了先への資金提案にも取り組みます。

4 期中管理の充実

- ① 初期延滞先(延滞3回未満)に対して、中小企業者等への面談等による業況把握と延滞解消に向けた協議を行います。
- ② 新規の事故報告受付先に対して、中小企業者等への面談等による業況把握と今後の方針協議を行います。

5 返済緩和先に対する経営・再生支援

経営改善の実効性が高いと認められる先については中小企業者等への面談を実施し、専門家派遣事業及び経営改善計画策定支援等による経営・再生支援に取り組みます。

6 有担保求償権の再点検による不動産処分の促進

- ① 引き続き、担保処分の進捗状況別の管理を行い、処分促進を図ります。
- ② 分割返済中で担保処分を猶予している先のうち、完済まで長期間を要する案件については処分再交渉を行います。

7 求償権状況に応じた早期回収の促進

- ① 関係人の実態に応じて、損害金免除及び保証債務免除等の提案を積極的に行い、早期回収を図ります。
- ② 事業継続先には求償権消滅保証を活用し、金融の再調達支援と早期回収を図ります。

8 コンプライアンスの徹底

コンプライアンス・プログラムの着実な実行に努め、役職員一人ひとりにコンプライアンス意識の一層の浸透を図ります。

9 反社会的勢力等の排除に向けた取り組みの強化

コンプライアンス統括部署等における反社会的勢力等の情報収集やスクリーニング作業の実施、不当要求防止責任者講習会等への参加により、反社会的勢力等の排除に向けた取り組みの強化を図ります。

10 広報活動の充実

- ① ホームページや広報誌等の内容の充実に努め、各種媒体を活用した情報発信により、協会の認知度向上と保証利用促進に努めます。
- ② さが地方創生人材育成・活用プロジェクトのキャリア教育支援として、地元大学への出前講座を実施し、将来の地域経済を担う学生に信用補完制度や協会の役割(創業支援等)に関する周知活動に取り組みます。

11 人材の育成

階層別・課題別・業務別に体系化された全国信用保証協会連合会が主催する研修を積極的に活用し、内部研修とともに職員の専門的知識の習得に努めます。また、地元大学への出前講座による職員の資質能力の向上に努めます。

3.保証承諾等の見通し

平成29年度の保証承諾等の主要業務数値(見通し)は、以下のとおりです。

項目	金額	前年度計画比
保証承諾	280億円	93.3%
保証債務残高	830億円	92.2%
代位弁済	11億円	73.3%
回収	10億円	76.9%

業務計画

(単位:百万円、%)

区分	金額	前年度計画比
保証承諾	28,000	93.3
保証債務残高	83,000	92.2
代位弁済	1,100	73.3
求償権実際回収	1,000	76.9

(単位:百万円)

基本財産	年度末残高	増加額
基 金	4,343	0
基 金 準 備 金	7,334	34
合 計	11,677	34

収支予算

(単位:千円)

支出の部	
科目	金額
経常支出	
業務費	665,434
借入金利息	0
信用保険料	451,000
責任共有負担金納付金	0
雑支出	4,000
合計	1,120,434
経常収支差額	5,755
経常外支出	
求償権償却	1,038,562
責任準備金繰入	503,810
求償権償却準備金繰入	88,757
その他の	5
合計	1,631,134
経常外収支差額	△3,011
制度改革促進基金取崩額	64,000
収支差額	66,744

(単位:千円)

収入の部	
科目	金額
経常収入	
保証料	767,773
運用資産収入	81,900
その他	276,516
合計	1,126,189
経常外収入	
償却求償権回収金	119,600
責任準備金戻入	490,860
求償権償却準備金戻入	91,805
求償権補填金戻入	925,856
その他	2
合計	1,628,123

経営の透明性向上に向けた取組みとして「第4次中期事業計画」を策定しましたので、公表いたします。

▶ 第4次中期事業計画(平成27年度～平成29年度)

佐賀県信用保証協会は、公的な「保証機関」として中小企業者の資金調達の円滑化を図り、中小企業者の育成と地域経済の発展に貢献します。

平成27年度から29年度までの3ヵ年の中期事業計画における業務運営の基本方針として、以下に掲げる事項に取り組んで参ります。

1 中小企業者及び金融機関等に対する保証利用促進

保証利用低迷が続く中、中小企業者及び金融機関等に対して、申込相談時の細やかな対応や関係先との連携等を図り、保証利用促進に取り組んでいきます。

2 経営・再生支援及び創業者支援の充実

- (1) 保証利用先に対する期中支援として、経営支援及び再生支援を実施します。
- (2) 創業予定者に対する積極的な支援を実施します。

3 資金ニーズに応じた保証制度の提案

多様化する保証制度において、利用者の目的や資金使途等に応じた保証制度を提案し、適切かつ有効な資金繰り支援に取り組んでいきます。

4 期中管理の充実・強化

金融機関等との連携強化により、返済緩和を行っている条件変更先の経営状況等の把握に努め、期中管理の強化を図ります。また、再生支援機関との連携や専門家派遣による経営改善計画策定にも取り組み中小企業者の支援に努めます。

5 回収の合理化・効率化

無保証人求償権の増加に加え、既存求償権の債務者及び保証人の高齢化等による弁済能力低下、並びに長期未処分担保の価格下落により、回収環境は厳しい状況が続いている。このため、求償権の管理を徹底するとともに、保証協会債権回収株式会社(サービスサー)の活用、及び担保処分の強化により回収の促進に努めます。また、求償権消滅保証等による再生支援への取り組みを図ります。さらに、適切な管理事務停止・求償権整理を促進し、求償権管理業務の効率化を図ります。

6 コンプライアンスの維持、向上及び反社会的勢力等に対する取り組みの強化

当協会の公共性と社会的責任の重さを常に認識し、健全な業務運営を通じて当協会への信頼を確立するため、引き続きコンプライアンスの維持・向上に努めます。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の介入を未然に防止するため、引き続き反社会的勢力等に対する取り組みを強化します。

7 その他間接部門

保証承諾及び保証債務残高は共に減少傾向にあり、加えて保証利用者数も減少している中、保証利用回復のため広報活動を積極的に展開し、協会の認知度と保証利用浸透度の向上に努めます。

質の高い経営支援、保証支援を行うためには、職員に専門的知識を習得させ能力向上を図ることは重要であり、全国信用保証協会連合会研修を中心とした研修体系の充実を図っていきます。

▶ 平成28年度事業概況

貸借対照表

借 方	
科 目	金 額
現 金	204,445
現 金	204,445
小 切 手	0
預 け 金	5,956,524,539
当 座 預 金	0
普 通 預 金	1,173,550,641
通 知 預 金	0
定 期 預 金	4,770,000,000
郵 便 貯 金	12,973,898
金 銭 信 託	0
有 価 証 券	9,090,380,000
国 債	1,289,010,000
地 方 債	3,199,370,000
社 債	4,600,000,000
株 式	2,000,000
受 益 証 券	0
そ の 他 有 価 証 券	0
新 株 予 約 権	0
再 生 ファ ン ド 出 資	0
動 産 ・ 不 動 産	785,430,431
事 業 用 不 動 産	690,811,317
事 業 用 動 産	94,619,114
所 有 動 産 ・ 不 動 産	0
損 失 補 償 金 見 返	13,243,678,766
保 証 債 務 見 返	81,920,155,506
求 償 権	415,675,444
譲 受 債 権	0
雜 勘 定	324,587,179
仮 払 金	1,418,968
保 証 金	0
厚 生 基 金	80,065,000
連 合 会 勘 定	241,996
未 収 利 息	15,936,306
未 経 過 保 險 料	226,924,909
合 計	111,736,636,310

貸 方	
科 目	金 額
基 本 財 產	11,634,887,694
基 金	4,343,315,100
基 金 準 備 金	7,291,572,594
制 度 改 革 促 進 基 金	355,839,124
収 支 差 額 変 動 準 備 金	1,835,000,000
責 任 準 備 金	494,301,633
求 償 権 償 却 準 備 金	89,211,564
退 職 給 与 引 当 金	396,341,130
損 失 補 償 金	13,243,678,766
保 証 債 務	81,920,155,506
求 償 権 補 填 金	0
保 險 金	0
損 失 補 償 補 填 金	0
借 入 金	0
長 期 借 入 金	0
(うち日本政策金融公庫分)	0
短 期 借 入 金	0
(うち日本政策金融公庫分)	0
収 支 差 額 変 動 準 備 金 造 成 資 金	0
雜 勘 定	1,767,220,893
仮 受 金	2,561,309
保 險 納 付 金	49,076,048
損 失 補 償 納 付 金	35,300,840
未 經 過 保 証 料	1,678,367,675
未 払 保 險 料	507,347
未 払 費 用	1,407,674
合 計	111,736,636,310

財産目録

資 産	
科 目	金 額
現 金	204,445
預 け 金	5,956,524,539
金 銭 信 託	0
有 価 証 券	9,090,380,000
そ の 他 有 価 証 券	0
動 産 ・ 不 動 産	785,430,431
損 失 補 償 金 見 返	13,243,678,766
保 証 債 務 見 返	81,920,155,506
求 償 権	415,675,444
譲 受 債 権	0
雜 勘 定	324,587,179
合 計	111,736,636,310

負 債	
科 目	金 額
責 任 準 備 金	494,301,633
求 償 権 償 却 準 備 金	89,211,564
退 職 給 与 引 当 金	396,341,130
損 失 補 償 金	13,243,678,766
保 証 債 勿	81,920,155,506
求 償 権 補 填 金	0
借 入 金	0
雜 勘 定	1,767,220,893
合 計	97,910,909,492
正 味 財 産	13,825,726,818

用語解説

【貸借対照表】

借方	貸方
現金・預け金	基本財産
保証の利用を促進するため、金融機関へ預け入れをしています。	株式会社の資本金に相当します。出資金としての性格をもつ出捐金と、金融機関負担金からなる【基金】、過去の収支差額の累計【基金準備金】の2つからなっています。
有価証券	制度改革促進基金
代位弁済の支払準備資産として国債・地方債・社債等を保有しています。	協会が金融機関との適切な責任共有を図る保証制度により生じた損失などを優先的に処理するための基金です。
不動産等	収支差額変動準備金
経理上の求償権は、代位弁済した金額から回収金並びに株式会社日本政策金融公庫からの保険金受領分を控除した額です。この中には、地方公共団体からの損失補償金受領額も含まれています。貸方の求償権補填金がこれに当たります。	収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大等により、基本財産の増強が必要となった場合に備えて、協会経営の安定のために積み立てておくものです。
損失補償金見返	責任準備金
貸方の損失補償金のうち、地方公共団体等が行う損失補償限度額の見返りとして計上しています。	求償権償却準備金
未経過保険料	退職給与引当金
株式会社日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度にかかる部分を計上しています。	求償権補填金
	損失補償金
	未経過保証料
	未払保険料
	その他

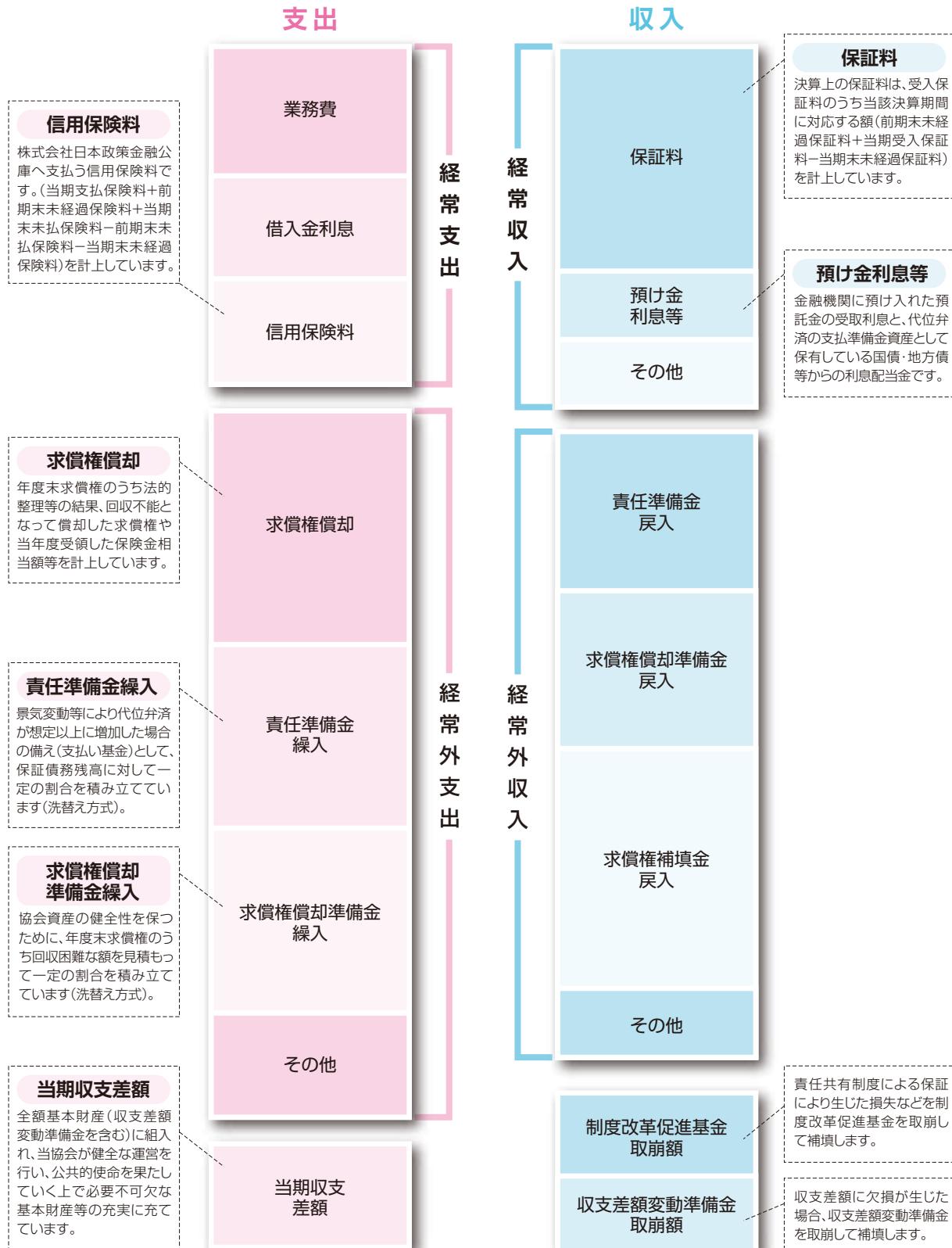
収支計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 単位:円)

支出の部		収入の部	
科目	金額	科目	金額
経常支出		経常収入	
業務費	635,752,978	保証料	707,838,026
役職員給与	275,247,334	預け金利息	6,423,790
退職給与引当金繰入	26,129,470	有価証券利息配当金	68,435,444
その他人件費	78,412,902	調査料	0
旅費	2,812,835	延滞保証料	0
事務費	78,047,327	損害金	15,771,095
賃借料	10,514,583	事務補助金	204,315,050
動産・不動産償却	57,262,959	責任共有負担金	72,373,000
信用調査費	330,700	雑収入	16,143,395
債権管理費	57,177,946		
指導普及費	25,366,118		
負担金	24,450,804		
借入金利息	0		
信用保険料	482,148,401		
責任共有負担金納付金	0		
雑支出	3,922,290		
合計	1,121,823,669	合計	1,091,299,800
経常收支差額	-30,523,869		
経常外支出		経常外収入	
求償権償却	878,219,973	償却求償権回収金	108,541,883
譲受債権償却	0	責任準備金戻入	532,156,036
有価証券償却	0	求償権償却準備金戻入	94,434,981
雑勘定償却	0	求償権補填金戻入	757,582,729
退職金	212,536	保険金	674,577,120
責任準備金繰入	494,301,633	損失補償補填金	83,005,609
求償権償却準備金繰入	89,211,564	補助金	0
その他支出	76,563	その他収入	0
合計	1,462,022,269	合計	1,492,715,629
経常外收支差額	30,693,360		
制度改革促進基金取崩額	55,032,177		
収支差額変動準備金取崩額	0		
当期収支差額	55,201,668		
収支差額変動準備金繰入額	27,000,000		
基本財産繰入額	28,201,668		

用語解説

【収支計算書】



▶ 基本財産について

基本財産とは

基本財産とは、一般企業の資本金に相当するものです。信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があり、このことから、佐賀県信用保証協会が引き受けできる保証債務の最高限度額は、定款の定めにより基本財産の42.8倍(定款倍率といいます。)と定められています。このため、中小企業の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

基本財産の構成

基本財産は①基金②基金準備金で構成されています。

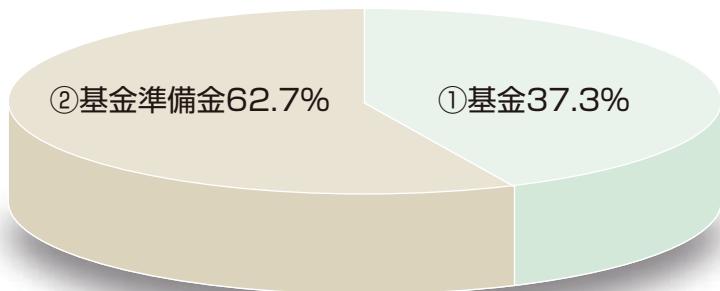
①基金は、県・市町村からの拠出である出捐金(しゅつえんきん)と金融機関等負担金で構成されています。

②基金準備金は、毎事業年度決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

基本財産の内訳

(平成29年3月31日現在)

基本財産116億35百万円	
①基 金	43億43百万円
地方公共団体出捐金	32億円
金融機関等出捐金・負担金	11億43百万円
②基金準備金	72億92百万円

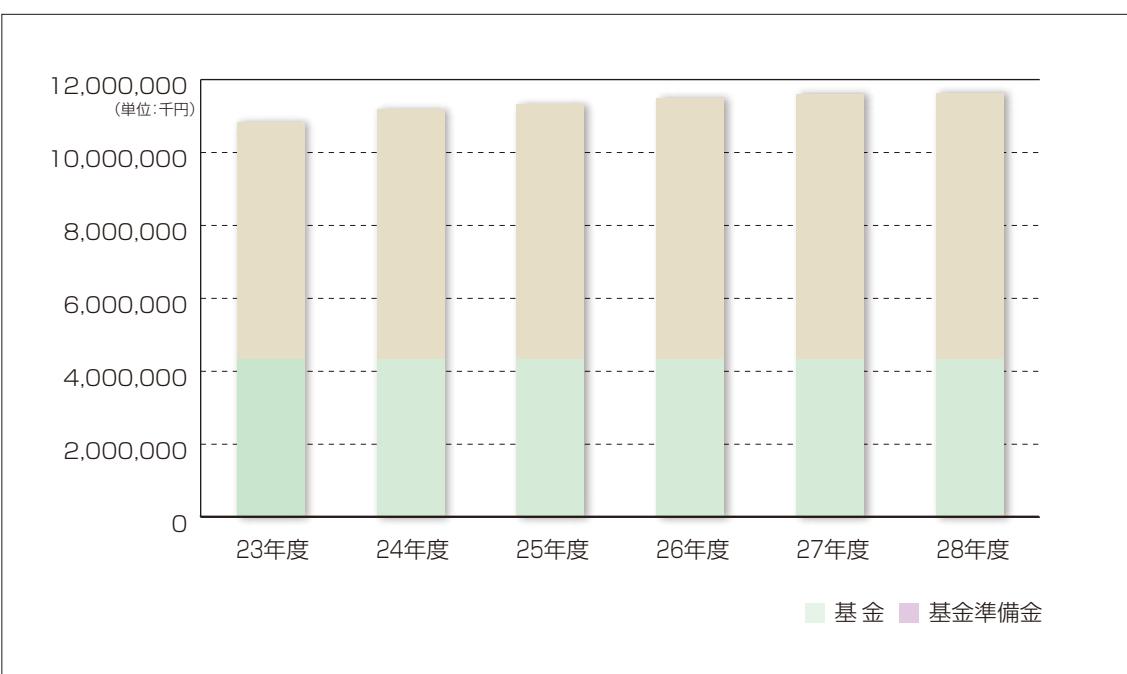


基本財産の推移

(単位：千円)

年 度	基本財産	基 金	基金準備金
平成23年度	10,832,668	4,343,315	6,489,353
平成24年度	11,180,211	4,343,315	6,836,896
平成25年度	11,309,482	4,343,315	6,966,167
平成26年度	11,485,182	4,343,315	7,141,867
平成27年度	11,606,686	4,343,315	7,263,371
平成28年度	11,634,888	4,343,315	7,291,573

基本財産

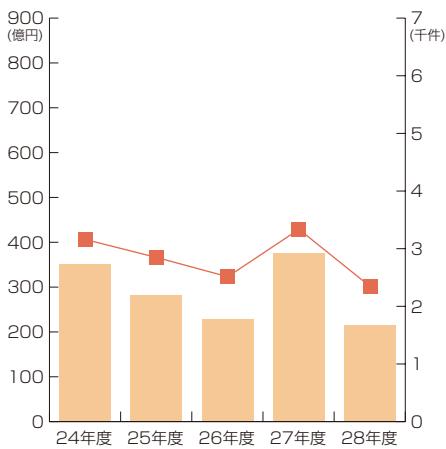


▶ 信用保証の動向

保証承諾

(単位:千円)

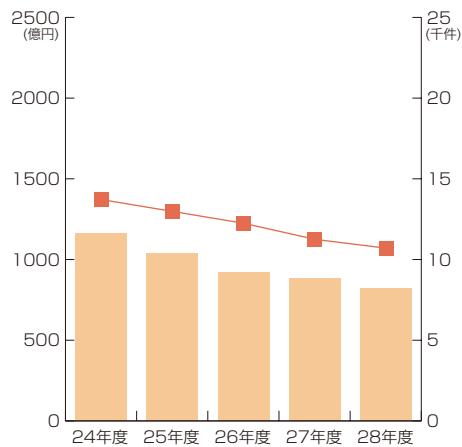
年 度	件 数	金 額
平成24年度	3,162	35,124,542
平成25年度	2,850	28,311,918
平成26年度	2,515	22,938,941
平成27年度	3,338	37,529,535
平成28年度	2,344	21,499,785



保証債務残高

(単位:千円)

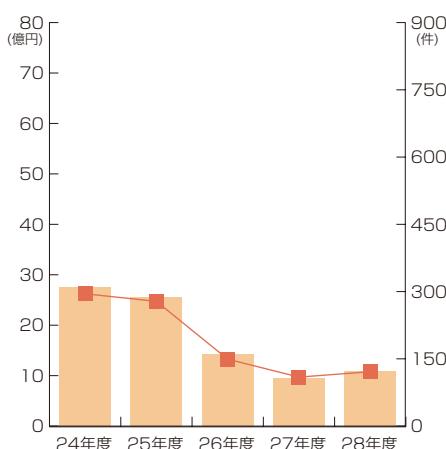
年 度	件 数	金 額
平成24年度	13,718	116,013,385
平成25年度	12,981	103,872,985
平成26年度	12,244	91,885,984
平成27年度	11,248	88,224,099
平成28年度	10,700	81,920,156



代位弁済

(単位:千円)

年 度	件 数	金 額
平成24年度	297	2,775,592
平成25年度	280	2,567,441
平成26年度	151	1,443,052
平成27年度	111	956,611
平成28年度	123	1,104,216



平成28年度業務実績

保証承諾状況

金融機関群別保証承諾

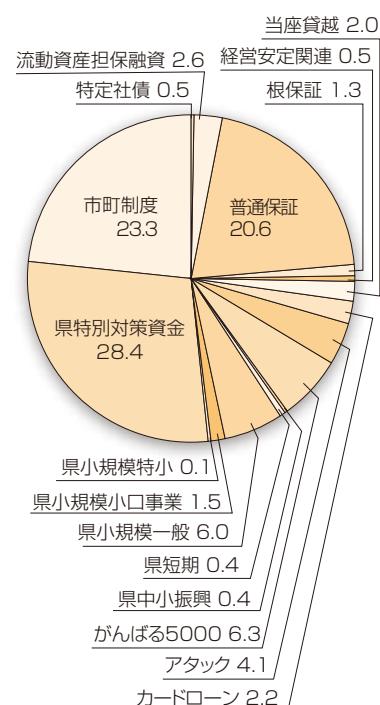
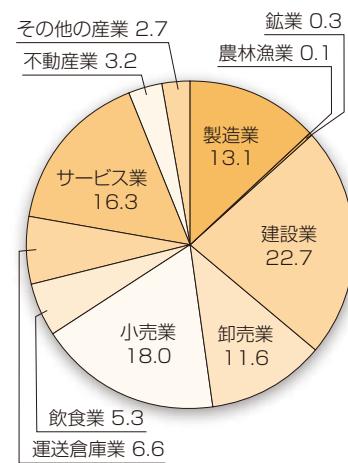
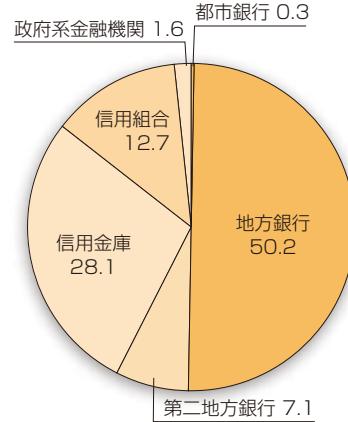
金融機関	件数	金額	構成比	前年度比
都市銀行	2	60,000	0.3	32.8
地方銀行	990	10,796,932	50.2	63.8
第二地方銀行	225	1,531,405	7.1	33.4
信用金庫	744	6,046,657	28.1	62.5
信用組合	361	2,723,525	12.7	47.4
政府系金融機関	22	341,266	1.6	80.8
農業協同組合	0	0	—	—
合計	2,344	21,499,785	100.0	57.3

業種別保証承諾

業種	件数	金額	構成比	前年度比
製造業	308	2,806,467	13.1	53.9
食料品	40	272,690	1.3	28.4
織維品	10	84,900	0.4	68.6
木材・木製品	11	119,300	0.6	43.5
家具・建具	16	127,660	0.6	86.5
紙工業	3	25,200	0.1	15.3
印刷製本業	12	82,300	0.4	49.3
化学生産業	5	69,000	0.3	230.0
石油・石炭製品	1	2,500	0.0	—
ゴム・プラスチック	1	2,200	0.0	2.2
ゴム製品製造業	1	3,500	0.0	116.7
皮革工業	0	0	—	—
窯業	57	573,665	2.7	64.9
機械	27	462,888	2.2	75.1
電気機器	12	140,200	0.7	58.6
車両	1	1,600	0.0	—
船舶	5	78,500	0.4	28.3
金属	26	311,204	1.4	44.7
ソフトウェア業	6	100,800	0.5	916.4
情報処理サービス業	2	8,000	0.0	59.3
その他の工業	72	340,360	1.6	67.9
農林漁業	3	19,500	0.1	133.7
鉱業	4	69,300	0.3	165.0
建設業	573	4,885,770	22.7	50.5
卸売業	214	2,487,085	11.6	45.7
小売業	467	3,871,945	18.0	56.7
飲食業	196	1,149,280	5.3	66.8
運送倉庫業	86	1,417,712	6.6	53.7
サービス業	411	3,513,406	16.3	66.9
不動産業	58	692,320	3.2	127.3
その他の産業	24	587,000	2.7	376.3
合計	2,344	21,499,785	100.0	57.3

制度別保証承諾

制度名	件数	金額	構成比	前年度比
[協会制度]	492	8,604,216	40.0	114.7
特定社債	2	104,000	0.5	130.0
流動資産担保融資	19	555,200	2.6	94.8
普通保証	283	4,426,412	20.6	100.4
根保証	12	275,000	1.3	130.6
追認保証	0	0	—	—
特別小口	0	0	—	—
経営安定関連	2	113,000	0.5	141.3
長期経営	0	0	—	—
当座貸越	17	430,000	2.0	89.6
カードローン	78	464,500	2.2	120.8
アタック	18	885,000	4.1	255.9
小口零細企業	0	0	—	—
がんばる5000	60	1,346,104	6.3	180.5
がんばる500	1	5,000	0.0	42.4
事業再生円滑化	0	0	—	—
全国緊急	0	0	—	—
震災緊急	0	0	—	—
経営力強化保証	0	0	—	—
事業再生計画実施関連	0	0	—	—
その他の	0	0	—	—
[県制度]	705	7,889,466	36.7	32.5
県中小振興	11	84,200	0.4	87.6
県短期	25	81,300	0.4	93.2
県規模一般	190	1,288,055	6.0	105.8
県小規模小口事業	96	310,800	1.5	78.2
県小規模特小	6	20,500	0.1	44.7
県特別対策資金	377	6,104,611	28.4	27.3
[町制度]	1,147	5,006,103	23.3	86.6
合計	2,344	21,499,785	100.0	57.3



▶ 保証債務残高状況

金融機関群別保証債務残高

(单位:千円、%)

金	融	機	閥	件	数	金	額	構成比	前年度比	
都	市	銀	行		43	735,536		0.9	70.2	
地	方	銀	行		4,631	40,467,847		49.4	90.9	
第	二	地	方	銀	行	1,488	9,604,848	11.7	88.9	
信	用	金	庫		3,024	20,188,387		24.6	99.4	
信	用	組	合		1,420	9,814,663		12.0	94.4	
政	府	系	金	融	機	閥	94	1,108,874	1.4	96.3
農	業	協	同	組	合	0	0	—	—	
合				計	10,700	81,920,156		100.0	92.9	

業種別保証債務残高

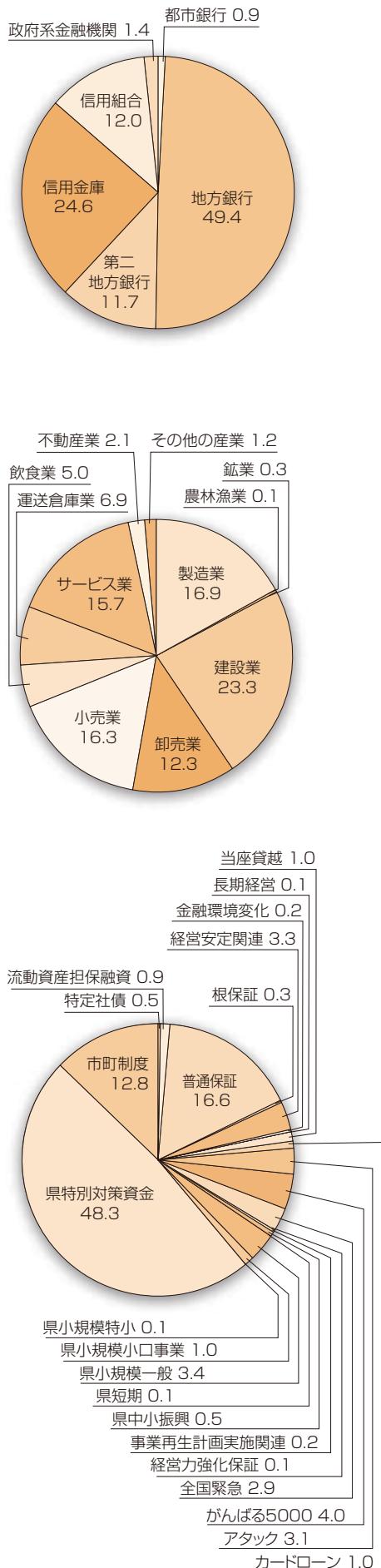
(单位:千円、%)

業種		件数	金額	構成比	前年度比
製造業	食料品	277	2,748,860	3.4	87.6
	織維品	57	546,681	0.7	92.1
	木材・木製品	50	433,980	0.5	100.0
	家具・建具	73	463,207	0.6	91.7
	紙工業	20	238,263	0.3	69.0
	印刷製本業	79	488,959	0.6	68.6
	化学生産業	11	105,655	0.1	47.3
	石油・石炭製品	1	1,500	0.0	—
	ゴム・プラスチック	20	250,253	0.3	84.5
	ゴム製品製造業	1	2,961	0.0	141.9
	皮革工業	6	137,913	0.2	94.9
	窯業	299	2,699,573	3.3	89.0
	機械	129	1,576,795	1.9	87.1
	電気機器	52	407,561	0.5	100.5
	車両	6	77,113	0.1	67.3
	船舶	39	596,452	0.7	87.0
	金属属	140	1,444,749	1.8	92.3
	ソフトウェア業	26	220,458	0.3	97.3
	情報処理サービス業	7	36,262	0.0	51.5
	その他の工業	319	1,341,621	1.6	90.0
農林漁業	林業	14	73,288	0.1	103.3
	鉱業	10	237,292	0.3	103.6
	建設業	2,606	19,051,451	23.3	93.5
	卸売業	952	10,088,694	12.3	92.2
	小売業	1,984	13,372,522	16.3	92.5
	飲食業	961	4,078,234	5.0	96.1
	運送倉庫業	444	5,662,535	6.9	92.4
	サービス業	1,799	12,843,035	15.7	94.4
不動産業	不動産業	228	1,748,470	2.1	102.4
	その他の産業	90	945,819	1.2	144.2
合計		10,700	81,920,156	100.0	92.9

制度別保証債務残高

(单位:千吨 %)

制度別保証債務残高		(単位:千円、%)		
制 度	名 称	件 数	金 額	構成比
〔協会制度〕	特 定 社 債	8	383,200	0.5
	流動資産担保融資	24	692,435	0.9
	普 通 保 証	1,057	13,561,998	16.6
	根 保 証	13	201,933	0.3
	追 認 保 証	0	0	—
	特 別 小 口	0	0	—
	経 営 安 定 関 連	201	2,671,299	3.3
	金 融 環 境 变 化	22	166,424	0.2
	創 業 関 連	0	0	—
	長 期 経 営	4	72,859	0.1
	当 座 貸 越	36	803,551	1.0
	力 一 ド ポ ー ン	153	792,583	1.0
	ア タ ッ ク	113	2,556,395	3.1
	小 口 零 細 企 業	4	5,629	0.0
	がんばる5000	241	3,251,695	4.0
	がんばる500	24	34,089	0.0
	事業再生円滑化	0	0	—
	全 国 繁 急	204	2,333,818	2.9
	震 災 繁 急	1	13,500	0.0
	経 営 力 強 化 保 証	6	61,776	0.1
	事業再生計画実施関連	3	126,997	0.2
	そ の 他	0	0	—
〔県 制 度〕		4,861	43,663,297	53.3
	県 中 小 振 興	72	397,835	0.5
	県 短 期	17	48,086	0.1
	県 小 規 模 一 般	793	2,805,979	3.4
	県小規模小口事業	405	789,005	1.0
	県 小 規 模 特 小	55	80,444	0.1
〔市 町 制 度〕	県 特 別 対 策 資 金	3,519	39,541,948	48.3
		3,725	10,526,676	12.8
	合 計	10,700	81,920,156	100.0
				92.9



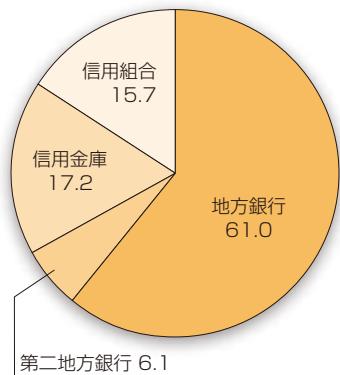


代位弁済状況

金融機関群別代位弁済

金融機関	件数	金額	構成比	前年度比
都市銀行	0	0	—	—
地方銀行	61	674,008	61.0	182.8
第二地方銀行	18	67,639	6.1	29.5
信用金庫	27	189,070	17.2	112.1
信用組合	17	173,499	15.7	154.2
政府系金融機関	0	0	—	—
農業協同組合	0	0	—	—
合計	123	1,104,216	100.0	115.4

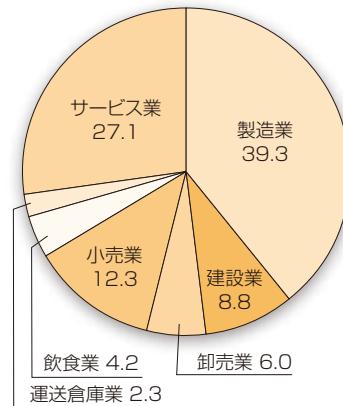
(単位:千円、%)



業種別代位弁済

業種	件数	金額	構成比	前年度比
製造業	23	435,147	39.3	108.4
食料品	6	77,082	7.0	49.4
織維品	0	0	—	—
木材・木製品	0	0	—	—
家具・建具	1	1,453	0.1	13.9
紙工業	0	0	—	—
印刷製本業	7	168,906	15.3	—
化学生工業	1	4,183	0.4	9.3
石油・石炭製品	0	0	—	—
ゴム・プラスチック	0	0	—	—
ゴム製品製造業	0	0	—	—
皮革工業	0	0	—	—
窯業	4	133,617	12.1	—
機械	1	13,399	1.2	2,252.8
電気機器	0	0	—	—
車両	0	0	—	—
船舶	0	0	—	—
金属	0	0	—	—
ソフトウェア業	0	0	—	—
情報処理サービス業	1	27,983	2.4	—
その他の工業	2	8,523	0.8	90.4
農林漁業	0	0	—	—
鉱業	0	0	—	—
建設業	21	96,686	8.8	45.0
卸売業	11	66,004	6.0	60.8
小売業	21	135,289	12.3	143.6
飲食業	21	46,377	4.2	96.8
運送倉庫業	2	25,616	2.3	94.0
サービス業	24	299,097	27.1	568.9
不動産業	0	0	—	—
その他の産業	0	0	—	—
合計	123	1,104,216	100.0	115.4

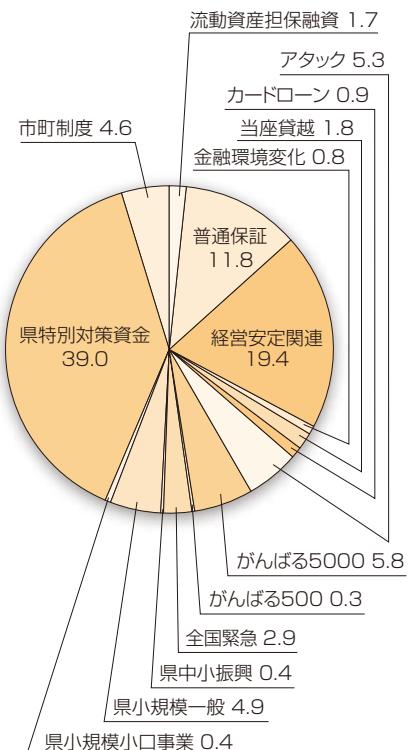
(単位:千円、%)



制度別代位弁済

制度名	件数	金額	構成比	前年度比
[協会制度]	34	558,883	50.6	105.9
特定社債	0	0	—	—
流動資産担保融資	1	18,248	1.7	48.6
普通保証	12	129,952	11.8	56.3
根保証	0	0	—	—
追認保証	0	0	—	—
特別小口	0	0	—	—
経営安定関連	6	214,126	19.4	255.6
金融環境変化	1	8,669	0.8	89.5
創業関連	0	0	—	—
長期経営	0	0	—	—
当座貸越	1	20,040	1.8	—
カードローン	2	10,265	0.9	643.3
アタック	1	58,764	5.3	130.8
小口零細企業	0	0	—	—
がんばる5000	5	64,144	5.8	125.2
がんばる500	2	3,104	0.3	466.6
事業再生円滑化	0	0	—	—
全国緊急	3	31,572	2.9	46.6
震災緊急	0	0	—	—
経営力強化保証	0	0	—	—
事業再生計画実施関連	0	0	—	—
その他	0	0	—	—
[県制度]	63	494,099	44.7	127.9
県中小振興	1	4,686	0.4	—
県短期	0	0	0.0	—
県小規模一般	19	54,595	4.9	108.0
県小規模小口事業	1	4,183	0.4	44.3
県小規模特小	0	0	—	—
県特別対策資金	42	430,634	39.0	133.0
[市町制度]	26	51,234	4.6	120.6
合計	123	1,104,216	100.0	115.4

(単位:千円、%)



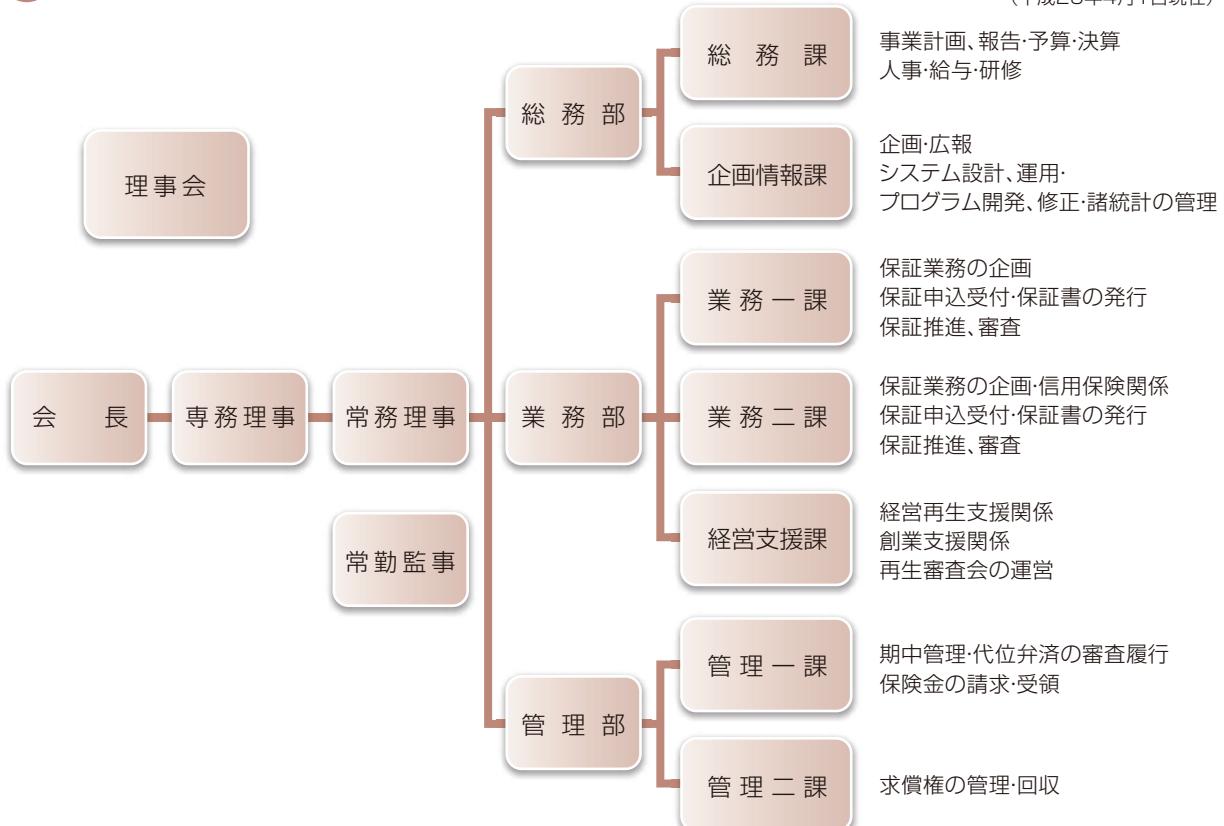
▶ 佐賀県信用保証協会役員

(平成29年5月19日現在)

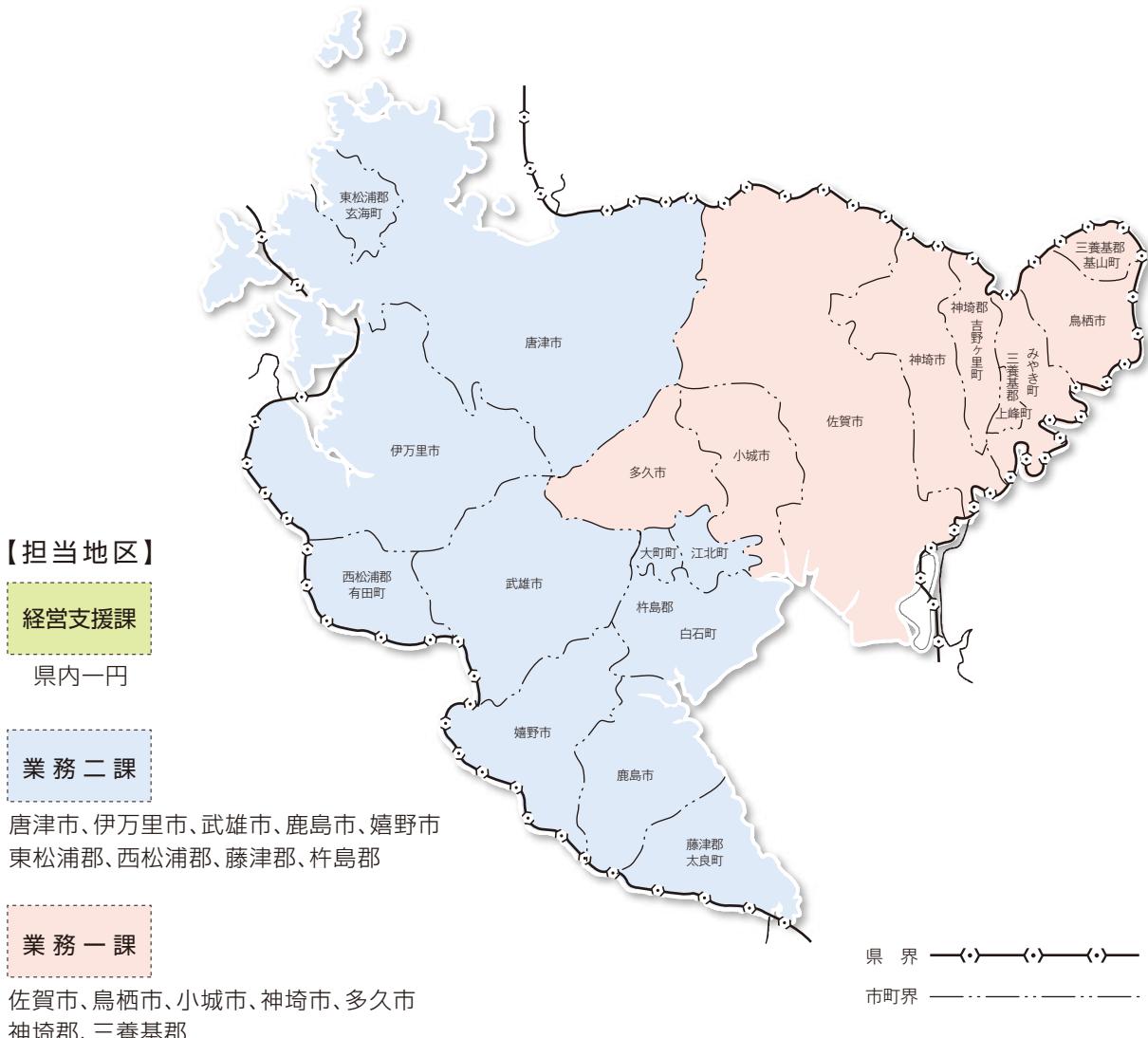
役員名	氏名	就任年月日	備考
会長	坂井 浩毅	H28.4.1	常勤
専務理事	合満 進	H23.4.1	常勤
常務理事	西岡 邦男	H23.9.1	常勤
理事	石橋 正彦	H26.4.1	非常勤 佐賀県産業労働部長
理事	八谷 克幸	H29.5.19	非常勤 佐賀県議会議員
理事	秀島 敏行	H18.5.18	非常勤 佐賀市長
理事	末安 伸之	H22.5.23	非常勤 みやき町長
理事	陣内 芳博	H24.7.24	非常勤 佐賀銀行取締役頭取
理事	二宮 洋二	H26.7.23	非常勤 佐賀共栄銀行取締役頭取
理事	松永 一博	H28.9.1	非常勤 佐賀県信用金庫協会会长
理事	芹田 泉	H27.8.18	非常勤 佐賀県信用組合協会会长
理事	吉田 憲太	H27.8.21	非常勤 商工組合中央金庫佐賀支店長
理事	井田 出海	H20.1.1	非常勤 佐賀県商工会議所連合会会长
理事	内田 健	H22.5.25	非常勤 佐賀県中小企業団体中央会会长
理事	飯盛 康登	H28.2.2	非常勤 佐賀県商工会連合会会长
監事	石井 祐次郎	H29.4.8	常勤
監事	古賀 友枝	H28.2.2	非常勤 公認会計士
監事	福田 恵巳	H28.9.1	非常勤 弁護士

▶ 佐賀県信用保証協会機構図

(平成29年4月1日現在)



▶ 担当地区と事務所のご案内



〒840-8689 佐賀市白山二丁目1番12号(佐賀商工ビル2階・3階)
事務所 《代表》TEL:0952-24-4341
 《総務課》TEL:0952-24-4340 · FAX:0952-23-3532
 《企画情報課》TEL:0952-24-4330 · FAX:0952-24-4387
 《業務一課》TEL:0952-24-4342 · FAX:0952-24-5698
 《業務二課》TEL:0952-24-4343 · FAX:0952-24-5698
 《経営支援課》TEL:0952-24-4350 · FAX:0952-24-5698
 《管理部》TEL:0952-24-4344 · FAX:0952-29-4877

唐津連絡所 唐津市大名小路1番54号
 唐津商工会館(唐津商工会議所内)
 TEL:0955-72-5141

関連会社 保証協会債権回収株式会社 《保証協会サービス》
 《佐賀営業所》TEL:0952-24-8361 · FAX:0952-24-4388
<http://www.cgcsericer.co.jp>

佐賀県信用保証協会の現況

◇発行年月 平成29年7月
 ◇発行 佐賀県信用保証協会 総務部企画情報課
 ◇住所 〒840-8689 佐賀市白山二丁目1番12号(佐賀商工ビル内)

◇電話 0952-24-4330
 ◇ホームページ <http://www.saga-cgc.or.jp/>

